

銃獵要書

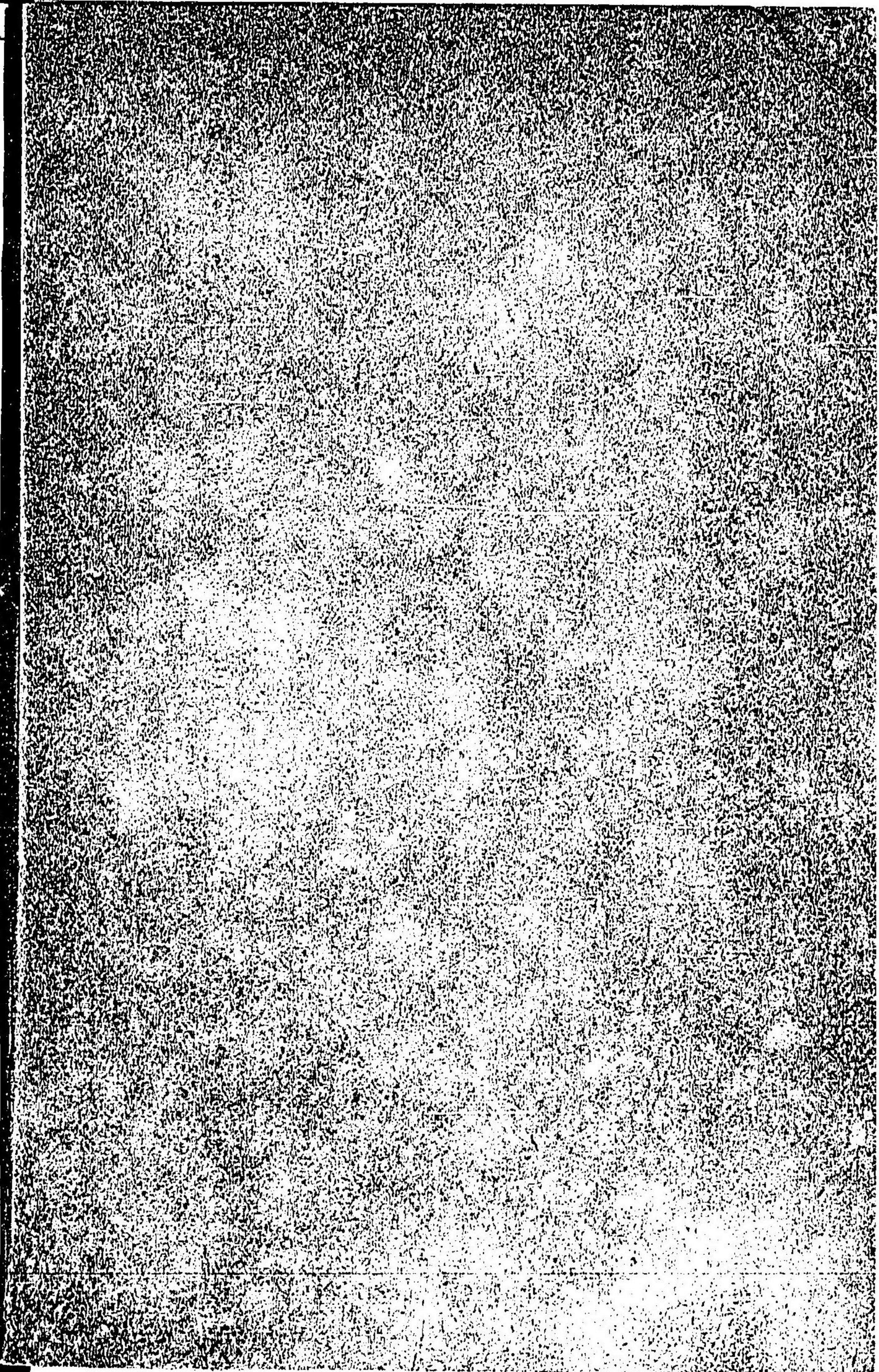
卷五

71

836

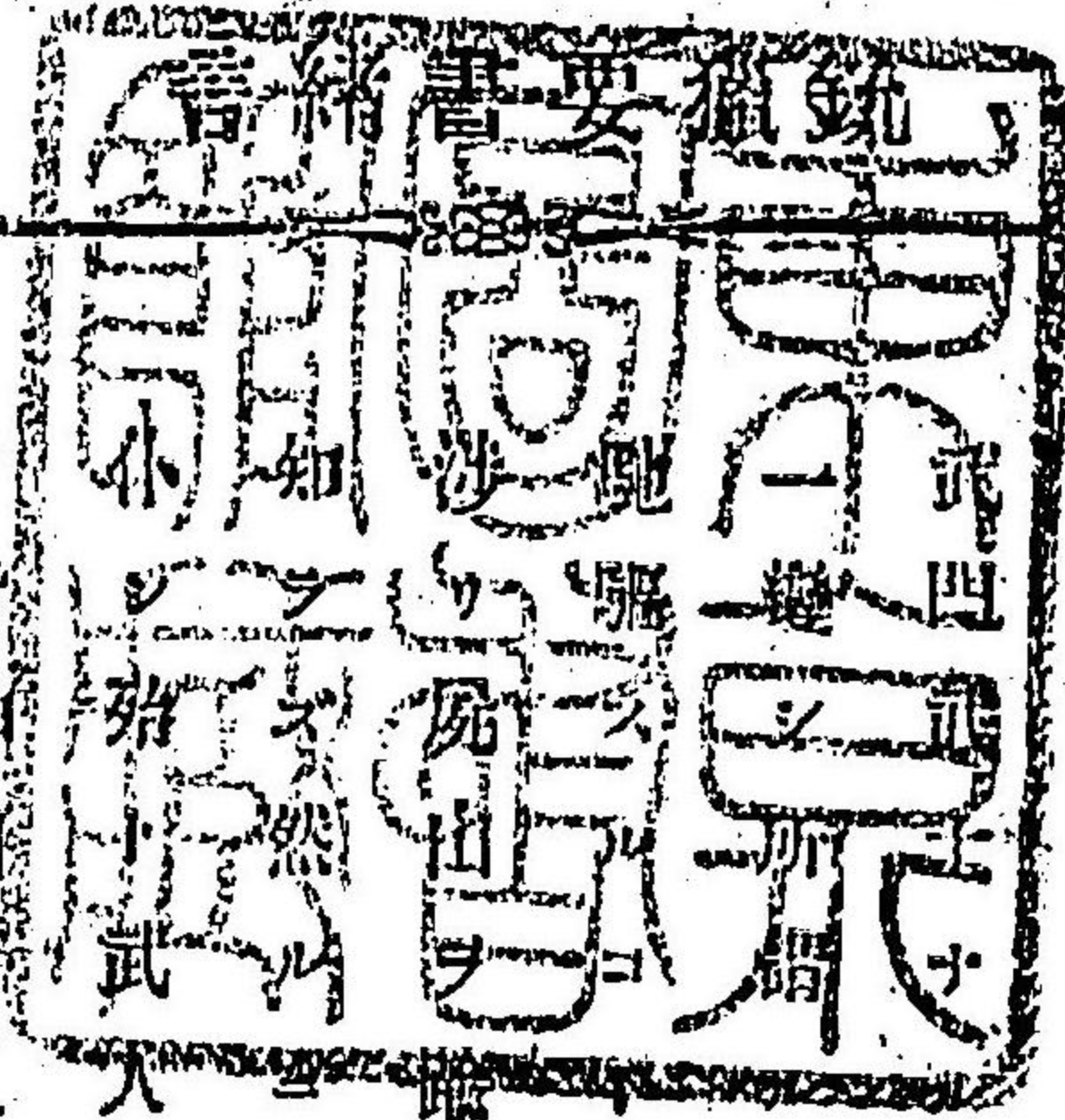






No 3552  
特許  
836

銃獵要書緒言



一我朝武ヲ以テ國ヲ立ツ是ヲ以テ徃昔ハ人俗皆  
ヒ勇悍進取ノ氣象常ニ宇内ニ澎博ス而シテ中世以降

者生シ兵農全ク分レテヨリ國民ノ氣象  
武門武士ナル者ハ平素砲聲霹靂ノ間ニ  
ヲ念頭ニ忘レサルガ故ニ實際ニ血河ヲ  
ルト雖ヒ寸進斃ル、ヲ知テ尺退活ルヲ  
農工商ノ如キハ劍光ニ眩倒シ砲聲ニ悸  
入ト人種ヲ殊別ニスルガ如シ然レニ固ヨ  
リ皆神州ノ人ナリ豈人種ノ殊別ナル理アラシヤ是レ  
唯習慣養素ノ由テ然ラシムル所ノミ然ルニ維新以後  
士ノ常職ヲ解キ全國募兵ノ法ヲ設ケテ國民タル者



言緒書要獵銃

ハ皆兵タルノ古ニ復シ國家保護ノ大義務ヲ負フニ至  
レリ已ニ此大任大義務ヲ負フニ至レル以上ハ我國ノ  
特有ナル尙武勇悍ノ氣象ヲ發揮シ一朝事アルニ當テ  
ヤ皆銃ヲ把テ軍國ニ馳セ加リ國家ノ爲メニ名ヲ惜ミ  
命ヲ輕スル所謂ル倭魂ナル者ヲ振起セシメサル可ラ  
ス然ラハ則チ其氣象ヲ振起スルノ法ハ如何ノ曰ク第  
一ニ國人ヲシテ皆幼時ヨリ銃ヲ把テ銳進敵ニ赴クノ  
概ヲ發セシムルニ在リ且ツ夫レ鳥獸ヲ山野ニ逐フカ  
如キハ一ハ運動ヲ補ケ一ハ精神ヲ活潑ナラシムルノ  
ミナラス彈丸ヲ籠メ敵ヲ射ルノ法ヲ知り何時ニテモ  
兵タルヲ容易ナルベシ然ラバ銃獵其モノハ一遊戯ニ  
似タリト雖モ効驗ヲ呈スルヲ著キモノアリ豈勉メテ

言緒書要獵銃

擴張セサルベクヤ

一獵狩ノ業タル海ニ陸ニ其種類甚カラスト雖モ就中嗜  
慰モ極メ健康ヲ補ク衛生ノ道ニ適應セルモノ銃獵ニ  
若クナシ故ニ西洋諸國ニ銃獵ノ行ハル、ヤ實ニ盛ナ  
リト謂フ隨テ其器ノ如キモ日ニ善長ノ工夫ヲ出シ月  
ニ巧妙ノ器物ヲ舶載シ我輩之ヲ製作販賣スル者ニシ  
テ尙ホ且ツ其名ヲモ知ラザル者多シ實ニ笑フヘキノ  
極ナリ故ニ今新著ノ銃獵書中ヨリ銃獵家ハ元ヨリ販  
賣者製造者ノ識ラテ叶ハサル要件ヲ拔萃シ其他二三  
ノ聞見説ヲ加ヘ以テ自家店頭ノ急搜ニ便セリ然ルニ  
コレヲ所望セラル、雖モ甚ダ多ク既ニ數十名ニ及ベリ  
因テ今回數百部ヲ印刷シテ騰寫ノ勞ニ替ヘ有志ノ諸

言緒書要獵銃

若ニ類ヲントス但シ倉卒ノ輯記ナレバ或ハ誤謬脱漏  
多カラシク歟不日次卷ト共ニ専門家ニ叩キ再訂シテ以  
テ其誤ヲ謝スヘキノミ

四

一物名ヲ稱呼スルニ邦語、漢語、英語、蘭語、佛語等アリ故ニ  
一物ニシテ數稱ニ及フモノ往々少カラズ例ヘバ藥包  
ノ如キ早子銃包、藥筒包、驅ケース、ドウス、パトロン等ト  
稱スルガ如シ本書ハ唯通俗解シ易キニ從フ  
一英語ニテハ既ニ彈藥ヲ裝填セルモノヲ銃包ト云ヒ未  
マ彈藥ヲ裝填セザルモノヲ銃包套ト云フ本書ハ彈藥  
ヲ裝セザル者ヲ包驅ト譯シ散彈藥ヲ裝シタルモノヲ  
銃包ト譯シ實彈藥ヲ裝シタルモノヲ彈藥又ハ實包ト  
譯ス

言緒書要獵銃

一渾テ技術書ハ初メヨリ餘リ綿密ニ涉ルルハ却テ會得  
シ難キモノ多シ故ニ本書ハ特ニ初心必用ノ件ノミヲ  
抄記シ文意モ亦通俗ヲ旨トス但シ二卷ニ至ルニ從テ  
稍々綿密高尙ノ域ニ入ラントス  
一書中尺度秤量等日本ノ秤尺ヲ註入セルモノハ唯店頭  
即見ノ便ニ供シタルノミ故ニ尤モ大略數ナリ採用ノ  
諸君請フ正算アラソコト  
一又書中ニ正誤スベキモノハ姑ク卷末ニ輯記ス

英尺 日本尺

- 一インチ 八分三厘八毛一八
- 一フート 一尺〇〇五厘八毛二
- 一ヤルド 三尺〇一分七厘四毛六四

五

銃獵要書緒言

明治二十三年三月

青木輔清識

英量

日本量

六

一ゲンイン	一厘七毛二四
一タラム	四分七厘一毛六
一チンス	七匁五分四厘五毛六
一ポンド	百二十目〇七分三厘

銃獵要書目錄

上篇目錄

第一章 小銃の區別及附屬品圖解  
第二章 銃器火藥類賣買手續(改正)

中篇目錄

第一章 銃身の構造及チヨウ圖解  
第二章 銃身口徑及重量の事  
第三章 散彈速力の事  
第四章 裝藥及射擊の事  
第五章 銃の作用諸表  
第六章 鳩撃及雁撃の事  
第七章 反動の事  
第八章 包軀諸法の事  
第九章 砲塞の事

特71  
836

銃 獵 要 書

○凡る生類を獵するの業は海に川に山に其種類夥多ありと雖も統中最も面白く且つ肢幹の運動を補け身體を健全に精神を活潑にし衛生の道に適合せるもの銃獵に若くはなし故に開明諸國の人民の銃獵をなすや實に盛なりと謂ふ我國に於ても銃獵をなす者一年は一年より多く近年は一層其盛なる傾向を呈せり然れども我國は近年まで士農其職を異にし士の外は多く銃器を玩ばざるの餘風と其銃器の日々に新奇巧妙

初 心  
銃 獵 要 書 上 篇

青 木 輔 清 纂 輯

銃 獵 要 書 目 録

第十章	火藥の事
第十一章	散彈の事
下篇目録	
第一章	包軀詰法手續及銃の取扱注意
第二章	雷管の事
第三章	獵衣の事
第四章	鳥獸多獲の秘訣
附録	
第一章	銃砲取締規則の略
第二章	火藥類取締規則
第三章	爆發物取締規則
第四章	全國銃砲火藥免許商姓名
目録終	



銃獵要書

なるに因て米見不馴の器物多く銃獵の面白く且つ衛生に利有を聞知するも之が用法を知らざるが爲に購賭する者あり或は又高金を抛ちて利器を購ふも其使用法完全ならざるが爲に却て其功を奏せざるものありと故に今西洋近選の銃獵書に就き初心の心得となるべき條件を抄出し加ふるに我國銃獵に係る諸則其他初て銃獵をなさんとする者の記應すべき條件若干を摘載す

○小銃を大別して軍銃獵銃とし其内また口裝後裝の二種あり其獵銃と稱する者は銃身の膛孔中に螺條を施さず銃床も亦半蓋と稱して銃身の中程に止り且つ其銃身と蓋とを締結するに帶環を用ひず横栓又は銃銃

銃獵要書

を用るを常とす

○其後裝銃の内にも亦種類數多あり現今我國にて多く用るものは村田形銃、レミントン形銃、中折銃、中折銃にも亦數種ありの三種とし洋人は中折の二連銃を用るもの多し

○銃身の口徑にも亦大小あり我國人の多く用るものは十二番徑(口徑凡六分一厘)より四十番徑(口徑凡三分)位までとす而して水禽、野禽及び飛禽等の如く障妨物少く且つ群集せるものを射撃するには散彈を多量に發射し得べき口徑の大なる則ち二連銃の如きに利あり然れども樹間の宿鳥を狙撃し又は一頭の獸類を狙撃するに口徑の大なる銃は彈藥を徒費にすること多く

銃獵要書

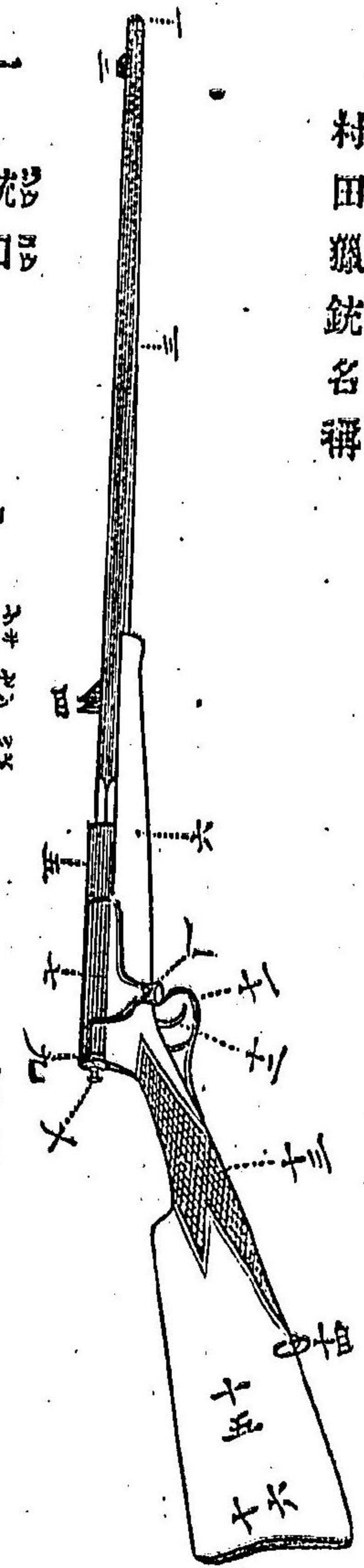
村田獵銃名稱

八 七 六 五 四 三 二 一  
 圓筒把 圓筒 銃床 底筒 照尺 銃身 照星 銃口

十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九  
 床尾板 床尾(俗ダイソリ) 負環 床握(網目) 引鉄 要心鉄 擊鐵 擊錘

○ ○ ○ ○ ○  
 藥室 圓筒發條 機關發條 腕包(俗カラハキ) 擊錘

以上ハ内部ニ在テ不見



四

獵銃附屬品

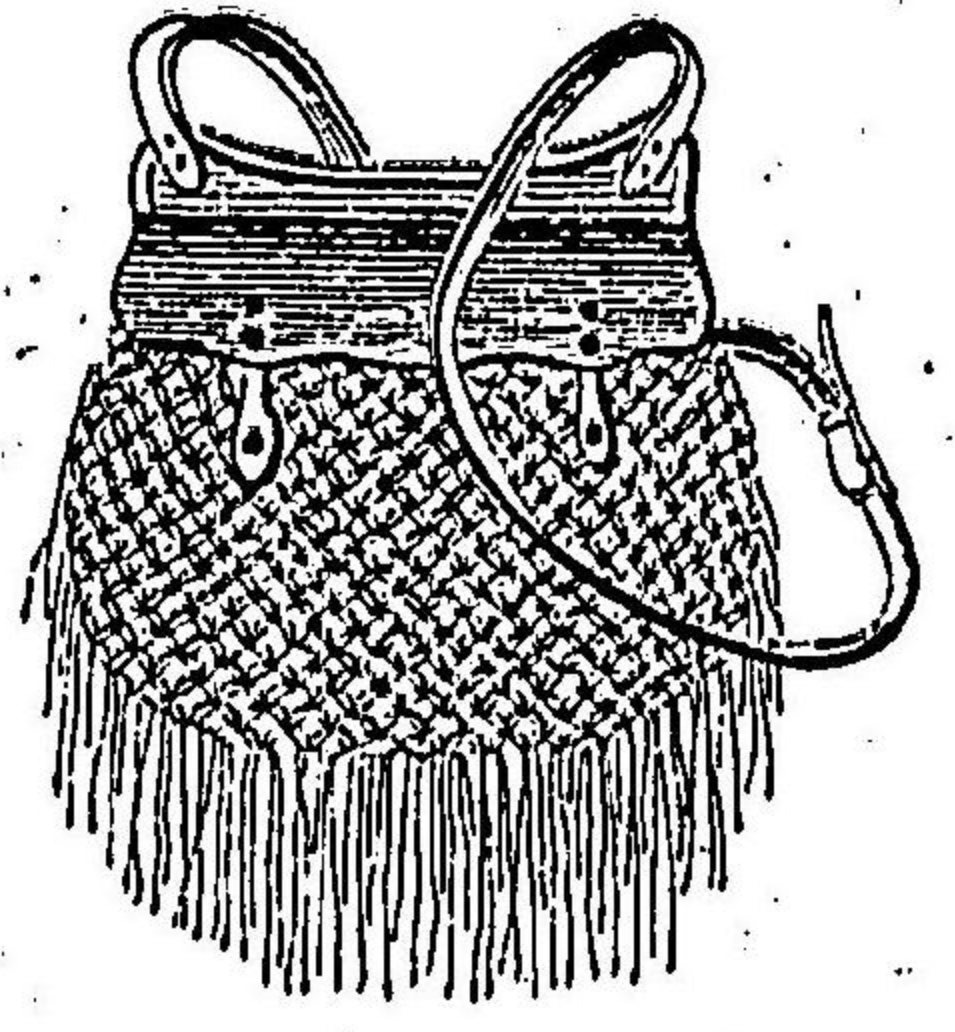
包軀

發火金雷管

送塞

送切

鳥囊



包帶

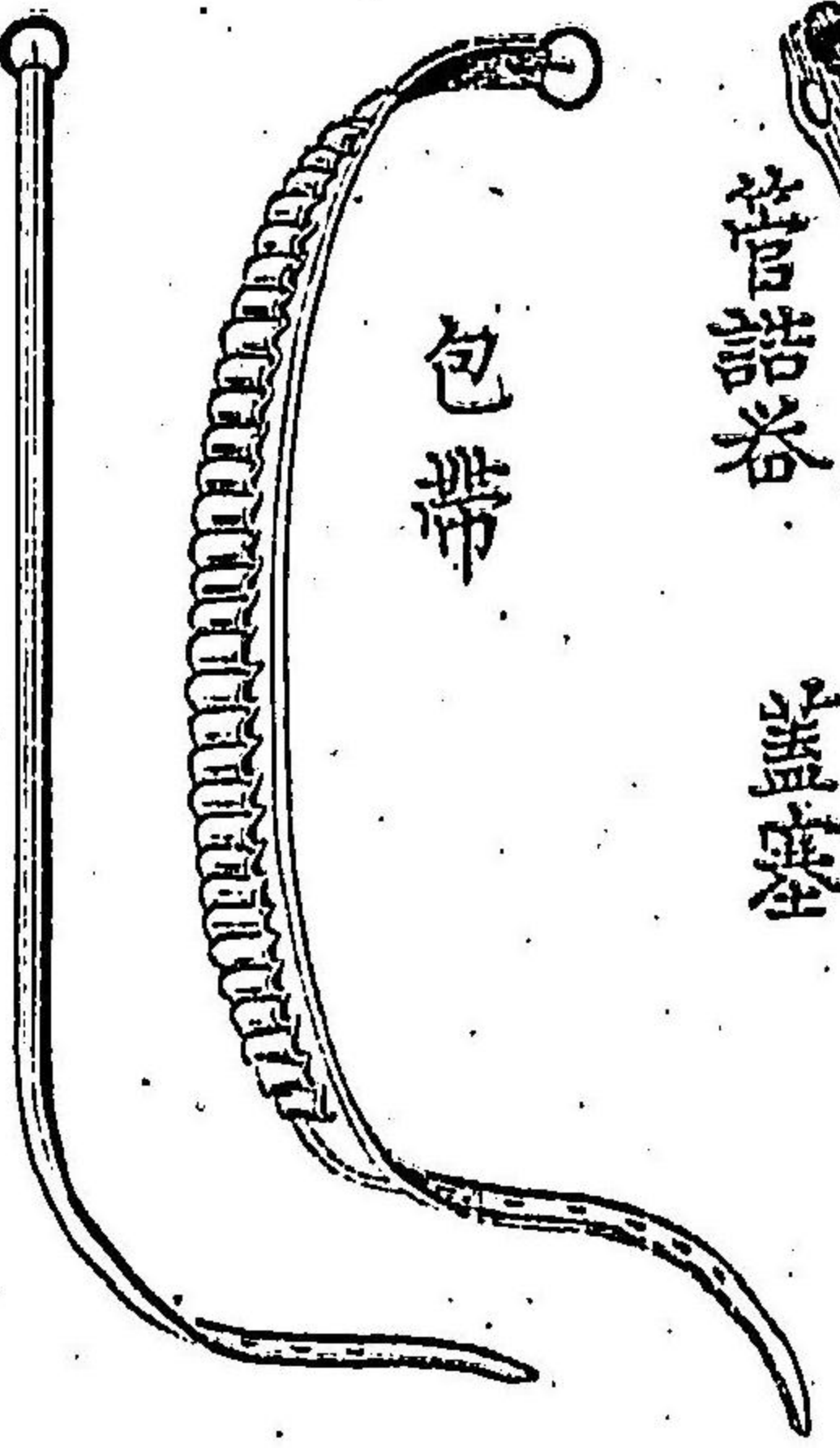
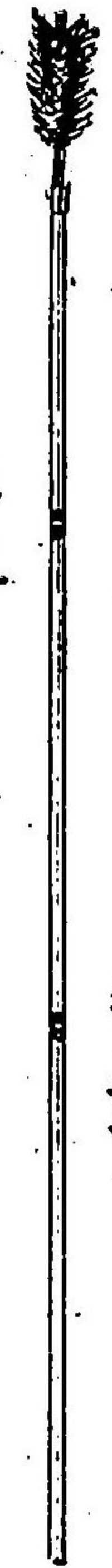
管詰卷

蓋塞

負革

洗矢

五



銃獵要書

して益する所少なり (委くは中篇に記す)

六

第二章 銃器火藥類買取手續

○ 獵銃を買取らんとする時は左の(第一号)如き願書に調印して其銃を買取らんとする免許商に渡すべし然る時は其免許商の方にて出願の手續をなす許可状(第二号)を得て銃と共に渡すべし又之に用ゐる火藥雷管等を買取るには別に願に及ばず銃獵鑑札を持参して火藥商に示す時は其番号、姓名、住所等を書留て後ち火藥三百目雷管五百發以下は隨意に賣渡すものなり其他の附屬品を買取には鑑札持参に及ばず

第一号

獵銃買取願

一 内(外)國製元込先込散彈打獵銃 壹挺

右ハ東京市免許商何之誰ヨリ買取申度ニ付御免許被成下度此段進署ヲ以テ奉願候也

年号月日

何縣何郡何村何番地平民(士族)

何之某

東京市何區何町何番地免許商

何之某

警視總監何爵何之誰殿

七

銃獵要書

銃獵要書

第二号

指令第何号

[Blank box]

何府縣族籍

何之誰

明治何年何月幾日付内國製(或は外國製)先(元)込獵銃壹挺買取願之趣聞届

年月日

警視總監何之誰

[Blank box]

右の許可状は則ち銃藉なれば大切に所持し若し此銃を他人へ譲渡さんとする時は此許可状を添へ譲渡人と譲

銃獵要書

受人と連署にて東京は警視廳地方にては警察署へ届出べし

○(四月ヨリ改正)短銃の如き軍器を買取らんとするには(第一号)の如き願書を東京にては警視廳に出し地方に在ては知事宛にし又此銃に用る彈藥を買取る爲に(第二号)の如き願書を所轄の警察署長宛にし此二通を警察署に出す(或は多少振合の違ふ府縣もあらんか)時は大略(第三号)の如き銃器と彈藥と二通の買取免許手形を下附せらるべし依てこれを其銃を買取らんとする免許商に渡す時は直ちに其銃を買取るゑとを得但し確實なる買渡証を受取り大切に所持すべし職業用の火藥類を買取るも大抵此手續なり(東京は四月より改

銃獵要書

正し火藥類買買は所轄警察署へ出願の事  
第一号

十

ピストル銃買取願

一 外國製ピストル銃 一挺

右ハ爲護身用東京市銃砲免許商何之誰ヨリ  
買取申度ニ付御免許被成下度此段奉願候也

何縣何郡何村何番地平民

年月日

何之誰印

服

銃獵要書

第二号

彈藥買取願

一 ピストル銃用外國製彈藥 何發

右ハ爲護身用東京市火藥免許商何之誰ヨリ  
買取申度ニ付御免許被成下度此段奉願候也

年月日

何之誰印

何警察署長、、服

十一

銃獵要書

第三号

十二

免許手形 何縣何町  
 何之誰  
 一 外國製ピストル銃(又ハ彈藥) 何之誰  
 右ハ東京市免許商何之誰ヨリ買取差許候事  
 年月日

何縣、  
 何縣、

○ピストル銃には大小形狀數種あり(二卷に圖解す)今彈藥の大きにて云はゞ直徑一分五厘位より四分五厘位迄あり又銃身の長も一寸五分位より八九寸なるもの

銃獵要書

初心 銃獵要書上篇終

十三

あり然れども普通の護身用には三十二番彈(二分六厘)三十八番彈(三分)位の中形を適當とす又其彈藥に鑿目打、線打、中打の三種あり近時の製は大抵中打なり又鑿頭に起撃と引落との二様あり起撃とは一發毎に手にて鑿頭を起して撃つもの引落とは唯引鉄を引くのみにてポン、と發砲するものを云ふ其價も種々あれども大抵五圓位より十圓前後にて可成の品を得べし又之に用る彈藥は百發壹圓四五十錢より二圓位なり

銃獵要書

第一章 銃身の構造及びチヨックの事

○方今西洋各國にて用る二連銃は大凡九十六箇の課物より組成すと雖も就中最も緊要なるものは銃身なり

○銃身は純鐵にて製造するものあり純鋼にて製造するものあり或は三四種の金屬を鍊合して製造するものあり或は薄片の鋼鐵を構成して製造するものあり又は銀と銅とを鎔煉して花紋の如くに張立るものあり又は炭鋼を鍛へて製造するものあり委しくは第二巻に記すべし

○本邦にては元來鍊鐵を卷張にして製造すと雖も地荒

銃獵要書

多きを以て方今は洋法に倣ひ鍊鐵又は鋼鐵の棒に穴を錐み明て製造す然れども此法は完全なる器械を要し且つ費用多きを以て普通の獵銃は専ら古銃身を錐鑿してゐれを用ふ

○方今西洋にて製造する獵銃には多少のチヨックを附けざるものなし或は判然と銃口にチヨックを附けざるも銃身中某の部分に於て必ず多少其窟孔を狹縮す則ち一インチの五千分の一を狹めたるものを變形チヨックと稱し又二千分の一若しくは三千分の一を狹めたるものを本チヨックと稱す若し銃身の窟孔大なる時は其チヨックも亦大ならざる可らず

○又チヨックの形狀に二箇の別あり一は全身圓筒にし

銃獵要書

て唯銃口より二インチ半より三インチの所まで其口徑を狹窄めたるもの他は銃口の直下二インチより四インチの所より凡七八寸間其膛孔を廣めたるもの(第四圖)又は銃口に第一のチヨックを付け稍離れたる所に第二のチヨックを附けたるもの則ち第五圖の如きされなり

○書中第一圖を眞圓筒銃身、第二圖を兩端廣口銃身、第三圖を圓錐形銃身(膛孔銃口に至るに従て漸々細小)第四圖を隱所チヨック銃身、第五圖を二段チヨック銃身、第六圖を本チヨック銃身と稱す然れども是を等級に分つ時は本チヨック、半チヨック、四半チヨック、及び改良圓筒銃身とす而して其改良圓筒銃身と稱するは僅に

銃獵要書

圓筒銃





銃 獵 要 書

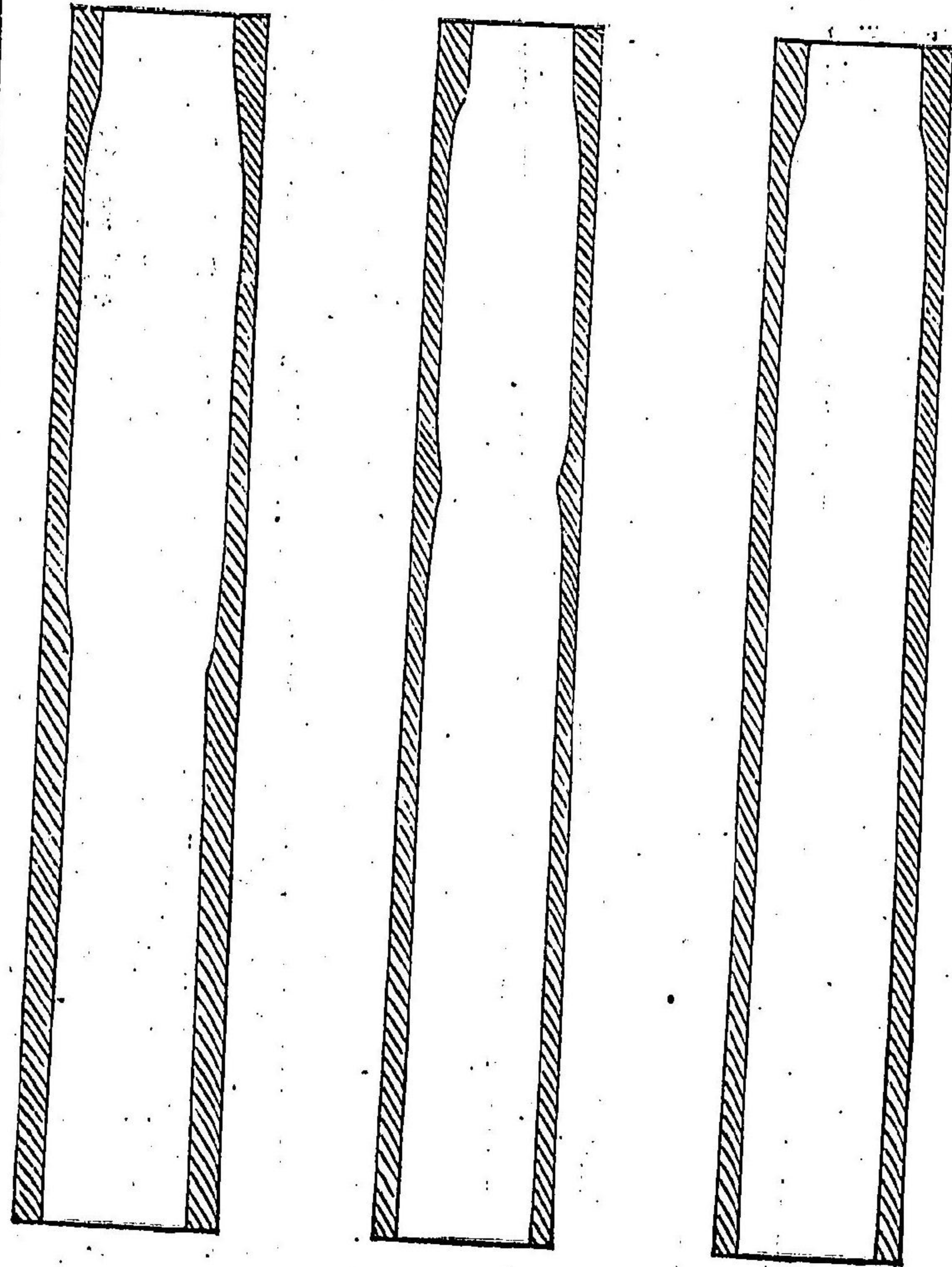
第六圖

チヨツク銃

十八

第五圖

第四圖



銃 獵 要 書

チヨツクを附けたるものを云ふ(其効能の差は射撃の部を見るべし)我國にては十六番若しくは二十番位にして左の筒にチヨツクを附たる二連銃を至極便利かと思考す

○又銃身中最も要用なる所は薬室なり薬室と包軋とは必ず符合するを要す少しも間隙あるべからず猶薬室銃身等の事は二巻に詳記すべし

第二章 銃身の口径及び重量の事

○英國製獵銃の口径は銃身の内部にて其直徑を尺度し某番某番と稱す其寸法左の如し

銃 獵 要 書

番 号	英 寸	日 本 寸
二十八番	五分五厘	四分六厘〇九
二十四番	五分七厘九毛	四分八厘五毛五
二十番	六分一厘五毛	五分一厘五毛四
十六番	六分六厘二毛	五分五厘四毛八
十二番	七分二厘九毛	六分一厘〇九
十番	七分七厘五毛	六分四厘九毛五
八番	八分三厘五毛	六分九厘九毛六
四番	一寸〇五厘二毛	八分八厘一毛六
二番	一寸三分二厘五毛	一寸一分一厘四八

○茲に又製造人の某番と稱する名稱は實丸銃型の大き

銃 獵 要 書

に就て云ふ例へば一ポンドの鉛を以て十四個の實丸を製するものを十四番と稱し三十二個を製したるものを三十二番と稱するが如し

○和製の獵銃には口径に多少の異同なき能はざるを以て何銃は必ず何分何厘にして何番銃なりと一定すること難し例へばピポ一形にして二十六番に當るものあり或は二十八番に近きものあり尤も新舊によりて包軀にも亦大小あり渾て新は大きく舊は小し今上の表によりて推測するに大凡新ピポ一は二十六番、舊は二十八番に近く村田獵銃は三十番位、村田軍銃は三十二番位に當るか

○英國製の獵銃には大抵一定の重量あり然れども其堅

銃 獵 要 書

○ 半を欲するか或は遠距離を射ものに至ては一層重きものあり例へば鷹打銃の長さ三十寸乃至三十二寸の十番銃にして八ポンド半若くは九ポンドの重量なるものあり

和製の獵銃に至りては更に一定の重量なると雖も村田形及びビンミントン形獵銃は大略八百目前後を通例とす然れども極重きものに至りては或は一貫目を過るものあり今村田軍銃の重量を示して其一斑を知らしむべし

但し和製は洋製に比する時は口径小にして量目重し是れ我國にてハ實丸打に兼用する者多きが故なり

銃 獵 要 書

村田軍銃重量尺度大畧		名稱	尺度	摘要	量目
銃身	二尺七寸〇七六五	劍留銃トモ	三百七十八目三分九厘		
底筒	筒五寸四分四五 總長八寸〇五二	留螺トモ	百六十七分三分		
圓筒	四寸〇一九四	擊鑿鎖之類 式附屬トモ	百十又〇分		
要心鐵		坐鎖螺トモ	二十七又七分		
機關發條	四寸〇八九	引鎖螺トモ	十七又四分		
床尾板	四寸〇二六	螺トモ	三十八又四分		
床頭冠		螺トモ	六又四分五厘		
前後帶環		前後ノ負環 トモ一式	三十六又六分		
照尺照星		附屬螺トモ一式	二十二又八分		

銃獵要書

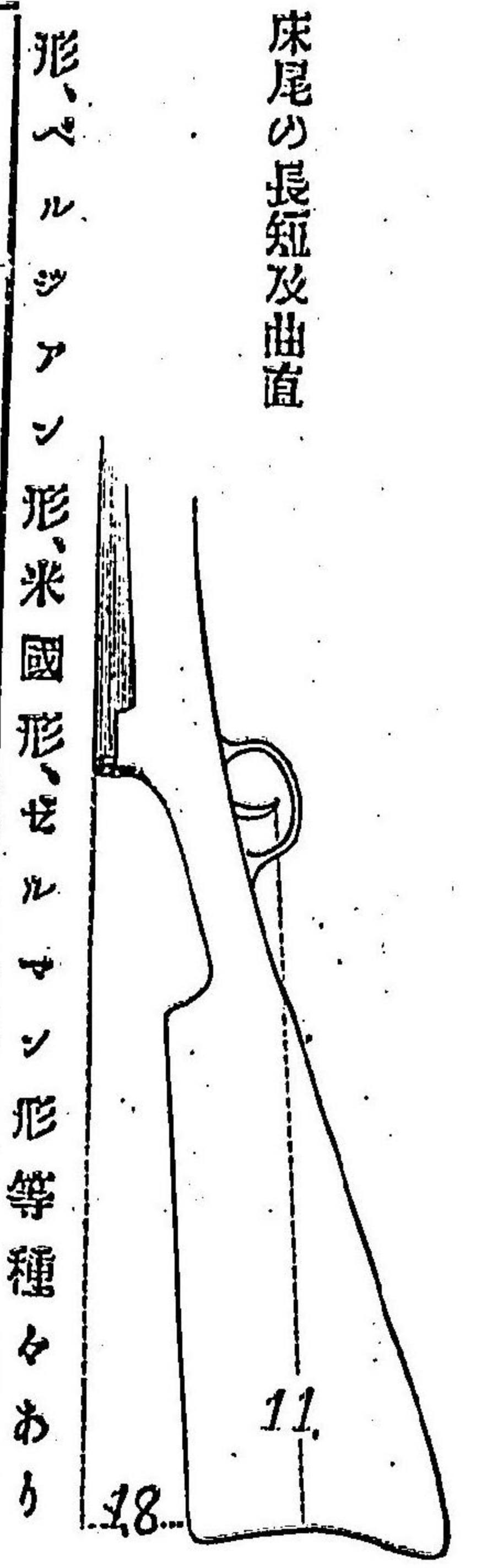
銃	銃	櫛	銃	口
銃	銃	杖	床	徑
身一尺七寸二五				三分七厘二二五
總長二尺二寸二五				
鞆トモ一式		止銃トモ		
二百十四匁七分		三十四匁五分		
		二百十二匁		
		銃剣ヲ除キ總計重量		
		凡壹貫〇四十六匁余		

○床尻の長さは之を用る人體の大小によりて同異あり引鐵の頭より床尾板の中央まで英國の製は一尺二寸一分六厘、米國製は一尺一寸七分、日本製は一尺一寸位を通過例とす又銃身の水平と床尾上端との距離は英國製は一寸六分七厘四、米國製は一寸八分三厘七毛、村田軍銃は一寸八分位を通過例とす又其床握にもピストル

銃獵要書

英國製二連銃尺重量

番	番	番	番	番	番	番
号	号	号	号	号	号	号
銃身長サ	銃身長サ	銃身長サ	銃身長サ	銃身長サ	銃身長サ	銃身長サ
日本尺	日本尺	日本尺	日本尺	日本尺	日本尺	日本尺
重	重	重	重	重	重	重
量	量	量	量	量	量	量
日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
量	量	量	量	量	量	量
二十六寸	二十六寸	二十六寸	二十六寸	二十六寸	二十六寸	二十六寸
二尺一寸六分二	二尺一寸六分二	二尺一寸六分二	二尺一寸六分二	二尺一寸六分二	二尺一寸六分二	二尺一寸六分二
四ポンド半	四ポンド半	四ポンド半	四ポンド半	四ポンド半	四ポンド半	四ポンド半
五百四十一匁余	五百四十一匁余	五百四十一匁余	五百四十一匁余	五百四十一匁余	五百四十一匁余	五百四十一匁余
二十八寸	二十八寸	二十八寸	二十八寸	二十八寸	二十八寸	二十八寸
二尺一寸四分余	二尺一寸四分余	二尺一寸四分余	二尺一寸四分余	二尺一寸四分余	二尺一寸四分余	二尺一寸四分余
四ポンド四分三	四ポンド四分三	四ポンド四分三	四ポンド四分三	四ポンド四分三	四ポンド四分三	四ポンド四分三
五百七十四匁余	五百七十四匁余	五百七十四匁余	五百七十四匁余	五百七十四匁余	五百七十四匁余	五百七十四匁余
三十寸	三十寸	三十寸	三十寸	三十寸	三十寸	三十寸
二尺五寸	二尺五寸	二尺五寸	二尺五寸	二尺五寸	二尺五寸	二尺五寸
五ポンド半	五ポンド半	五ポンド半	五ポンド半	五ポンド半	五ポンド半	五ポンド半
六百六十一匁余	六百六十一匁余	六百六十一匁余	六百六十一匁余	六百六十一匁余	六百六十一匁余	六百六十一匁余
二十八寸	二十八寸	二十八寸	二十八寸	二十八寸	二十八寸	二十八寸
二尺三寸四分余	二尺三寸四分余	二尺三寸四分余	二尺三寸四分余	二尺三寸四分余	二尺三寸四分余	二尺三寸四分余
五ポンド四分一	五ポンド四分一	五ポンド四分一	五ポンド四分一	五ポンド四分一	五ポンド四分一	五ポンド四分一
六百三十一匁余	六百三十一匁余	六百三十一匁余	六百三十一匁余	六百三十一匁余	六百三十一匁余	六百三十一匁余
二十六寸	二十六寸	二十六寸	二十六寸	二十六寸	二十六寸	二十六寸
二尺二寸六分二	二尺二寸六分二	二尺二寸六分二	二尺二寸六分二	二尺二寸六分二	二尺二寸六分二	二尺二寸六分二
五ポンド	五ポンド	五ポンド	五ポンド	五ポンド	五ポンド	五ポンド
六百〇一匁余	六百〇一匁余	六百〇一匁余	六百〇一匁余	六百〇一匁余	六百〇一匁余	六百〇一匁余
三十寸	三十寸	三十寸	三十寸	三十寸	三十寸	三十寸
二尺一寸五分余	二尺一寸五分余	二尺一寸五分余	二尺一寸五分余	二尺一寸五分余	二尺一寸五分余	二尺一寸五分余
六ポンド四分三	六ポンド四分三	六ポンド四分三	六ポンド四分三	六ポンド四分三	六ポンド四分三	六ポンド四分三
八百十二匁余	八百十二匁余	八百十二匁余	八百十二匁余	八百十二匁余	八百十二匁余	八百十二匁余



床尾の長短及曲直

銃獵要書

○又單銃の重量は十六番銃にて四ポンド、十二番銃にて四ポンド、四分の三、十番銃にて七ポンド、八番銃にて十ポンド、四番銃にて十五ポンド、二番銃にて十八ポンド、を通例とす。○凡る銃を求めんとする人は須らく我が體格と強弱とを考ひて其適當なるものを選択すべし。洋人の營にも銃を選ぶは猶妻を選ぶが如しと其輕卒に附す可らざること想ふべし。

第三章 散彈速力の事

○散彈速力は重に火藥の性質及び分量と口径の清粗及び形状と散彈の圓形大小及び比重とに據るもの也。○チヨツク銃は其散彈を射るゑと圓筒銃よりも甚だ整正綿密なり又其散彈の的中せる形跡に就て看るも其散

銃獵要書

亂に疎密少きものとならず其先なる彈と跡なる彈との間に著しき距離を生ぜず且つチヨツク銃は圓筒銃より其彈の速きと毎秒時間に黒色火藥を用る時は大凡五尺無煙火藥を用る時は大凡二十五尺とす。○今此兩火藥の優劣を飛彈の速力に就て比例するに黒色火藥は無煙火藥より劣るゑと標定の裝藥にて大凡三十尺とす。○又包軀に就て飛彈の速力の優劣を試むるに鏢の大なるライオン氏の包軀は概ねエレ氏の包軀より稍優等に位す又特に製造せる眞餘包軀に至ては黒色火藥を用る時は紙包軀より稍優ると雖も無煙火藥を用る時はライオン氏の包軀より大に劣るを覺ふ。

銃 獵 要 書

○又銃身の口径と散弾の大小に因て飛彈の速力に差ある處と大凡左の如し

二十八

○二十番銃に火薬二グラム四分の一(一匁〇六厘二毛)六號の散弾一ヲンス(七匁五分)を用るに其速力一秒時間平均七百二十五尺なり然れども五號の散弾を用る時は七百三十八尺余の速力となる

○十六番銃に前同量の彈藥を用るに其速力七百十八尺、同く五號の散弾を用る時は七百九十一尺となる

○十二番銃に火薬三グラム半(一匁六分五厘)六號の散弾一ヲンス半(十一匁三分)を裝する時は其速力八百四十二尺余なり

○十番銃に火薬四グラム半(二匁一分二厘余)六號の散

6/8.42  
1/40

銃 獵 要 書

彈一ヲンス半(十一匁三分)を用る時は其速力八百九十尺、同く裝藥にて四號の散弾を用る時は九百三十尺、又火薬五グラム(二匁三分五厘八)一號の散弾一ヲンス半を用る時は九百四十三尺の速力となる

○散弾の大小は其速力を推測すること且つ銃の殺力を定ること即ち彈丸の穿入を測るには最も大なる關係を有す今上に記載せるものは平均の速力を測りたるもの又は是より下に掲載せる表は散弾の一塊に就て毎秒時間に十ヤルド毎の速力を示すものなり

距離の遠隔るに従て速力を減す例へば初めの十ヤルドの間は一秒時間に千〇二十三尺を行くも次の二十ヤルドの所に至ては一秒時間に九百七十九尺

二十九

銃獵要書

全	全	五号	全	全	全	全	全	全	全	火藥目方 散彈ノ号	ダラム チンス
一三	一三	一三	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一	十ヤルド
一八分一	一八分一	一八分一	一八分一	一八分一	一八分一	一八分一	一八分一	一八分一	一八分一	二	二十ヤルド
千〇三十四千〇四十七	千〇三十三千〇六十六	九百七十五	千二百廿一	千五百五十一	千九百九十八	千四百四十	千六百六十八	千〇二十二	千〇六十八	半	九百七十九
九百七十七	九百六十九	九百二十四	千八百八十一	千一百一十一	千四百四十三	千〇八十九	千〇二十	九百七十九	千〇九十九		九百二十九
九百七十九	九百七十九	八百五十九	千〇六	千〇二十九	千〇六十	千〇〇三	千〇三十九	九百二十九	千〇〇三		八百八十
八百七十五	八百七十九	七百九十二	千〇二十二	九百四十九	九百六十六	九百三十五	九百三十九	八百八十	九百三十一		七十八
六百七十二	七百二十九	六百八十四	八百六十三	七百九十九	八百七十六	八百二十五	八百三十一				六十ヤルド

に減ずるが如きを云ふ

銃獵要書

全	十号	全	全	全	全	全	六号	全	全	全
一三	一三	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一四	一三	一三
一八分一	一八分一	一八分一	一八分一	一八分一	一八分一	一八分一	一八分一	一八分一	一八分一	一八分一
千〇九十四	八百九十二	千七百七十七	千	千五百五十三	千〇九十一	千〇三十三	九百六十三	千九百九十	千〇五十八	千六百六十四
千〇三十九	八百四十一	千〇二十二	千〇五十九	千〇七十九	千〇三十五	千〇六十一	九百〇五	千〇五十一	九百七十九	千〇〇二
八百九十一	七百六十	千〇三十四	九百七十	九百八十九	九百四十二	九百五十	八百二十九	千〇五十一	八百七十九	九百〇七
七百五十二	六百七十	九百〇七	八百五十八	八百九十四	八百五十	八百六十二	七百七十六	九百三十二	八百八十	九百〇七
四百四十	三百七十	七百三十四	六百六十三	七百二十三	六百五十二	六百九十四	六百五十一	七百六十四	六百八十九	七百五十七

銃 獵 要 書

全 三 一 八 分 一 半 千 〇 四 十 二 九 百 四 十 二 八 百 三 十 一 七 百 十 三 百 七 十 五

以上の表は十二番のチヨック銃にスチアルシ一無煙火薬と  
善良なる送塞を用ひたるもの若し送塞善良ならざる  
時は距離の遠隔なるに従つて愈々其速力を減ずるも  
のなり

銃及び装薬	距離 ヤ ル ド	弾行ノ総計時間	一秒時間ノ速力
チヨック銃	十	秒〇二七五	千〇九十一尺
無煙火薬四十二	二十	秒〇五七九	千〇三十六尺
グレイン(七分二厘)	三十	秒〇九五八	九百三十九尺
四六號散弾一ツ	四十	秒一四二二	八百五十尺

銃 獵 要 書

銃	ノス八分一(八分五分)	チヨック銃	無煙火薬四十九	グレイン(八分四厘四)六号散弾前同斷	圓筒銃	無煙火薬四十二	グレイン(七分二)
五十	秒一九四八	七十	秒〇二六〇	六十	秒二七七〇	六十	秒二四九三
六十	秒二七七〇	六十	秒〇五五六	五十	秒〇二八一	五十	秒一八四四
七十	秒〇二六〇	五十	秒〇九一三	四十	秒〇五九五	四十	秒二三四二
八十	秒二七七〇	四十	秒〇九一三	三十	秒〇九八五	三十	秒一八四四
九十	秒二七七〇	三十	秒〇九一三	二十	秒〇九八五	二十	秒二四九三
百	秒二七七〇	二十	秒〇九一三	十	秒〇九八五	十	秒二四九三
七百七十尺	六百五十尺	千五百十三尺	千〇七十九尺	九百八十六尺	八百九十四尺	八百十四尺	七百二十二尺
千〇九十一尺	千〇三十六尺	九百三十九尺	八百五十尺	千〇六十七尺	千〇〇八尺	九百十四尺	一千〇六十七尺



銃獵要書

厘四六號散彈前  
同斷

四十	秒一四六〇	八百三十三尺
五十	秒二〇一七	七百四十三尺
六十	秒二八二〇	六百三十八尺

三十四

○上表を熟覽せばチヨツク銃と圓筒銃とに因て散彈の速力に異同あるは元より裝藥の多少に因ても亦其異同あるを認むならん

○宿鳥を射には此彈行の遲速を委しく測り知るに及ばざるが如しと雖も若し飛鳥走獸を射せば必ず此彈行の遲速と距離と獲物の經過く早さを測知るにあらざれば中るおどなきものと思ふべし

第四章 裝藥及射擊の事

銃獵要書

○凡る銃を持て鳥獸を射撃せんとする者は須らく先づ其銃を試験練習すべし其法は何銃には何號の散彈何匁何火藥何匁を裝入て何間の距離に於て何尺の的を射る時は其散彈何粒を的中るや其各彈の疎密如何其彈の穿入力如何等の事を實驗し而して之を其銃の原標とし其前後を推測るにあり

○製造人は通常標準の彈藥を裝め四十ヤルドの距離に於て徑三十寸(凡二尺五寸)の圓環的を試撃し二連銃なれば其右銃は何百何十粒を的中し左銃は何百粒を的中たり等の事を定めあれを其銃の的中標準とす(即ち左銃は二百粒右銃は百九十五粒の中りなり)

○數回の試撃によりて裝藥の分量は十二番銃にスチアル

三十九

銃 獵 要 書

シ、無煙火薬四十二グレイン(凡七分二厘四六号の散  
 弾一チンス八分の一(八分五分余此數三百〇四粒)を用  
 ひたるもの最も正しき標準を示し加之をチヨク  
 銃に用ゐる時は一層精密なるを知れり又茲に記憶すべ  
 き一事あり火薬の分量を増す時は彈丸の速力は増す  
 と雖も其標準を亂し信の試験となすを得ざらしむる  
 ことを〇又黒色火薬なれば散弾の重量は火薬より凡  
 そ七倍より八倍迄を通例とす

〇銃の大小によりて標準の裝藥分量大凡左の如し

銃の大小	黒色火薬の分量	彈の分量	ケースの長さ
三十二番	六分五厘	四分二分七厘	二寸一分

銃 獵 要 書

〇又一發の内にも彈着に遅速あり今圓筒銃に上に配せ  
 る分量の彈藥を用ひて試むるに先なる彈は時を費す  
 ると秒〇一三八にて達するも後なる彈は一八七に非

八番	十番	全鳩打銃	十二番	十六番	二十	二十四番	二十八番
眞鍮ケース 三又三分 紙ケース 二又八分三厘	一又九分	一又五分三厘三毛	一又四分一厘五毛	一又一分八厘	一又〇六厘一毛	八分二厘五毛二	七分〇七四
十九又	十又〇四厘	九又四分	八又五分	七又五分	七又五分	六又六分	五又七分
二寸七分	二寸四分	二寸三分	二寸二分	全	全	全	全

銃 獵 要 書

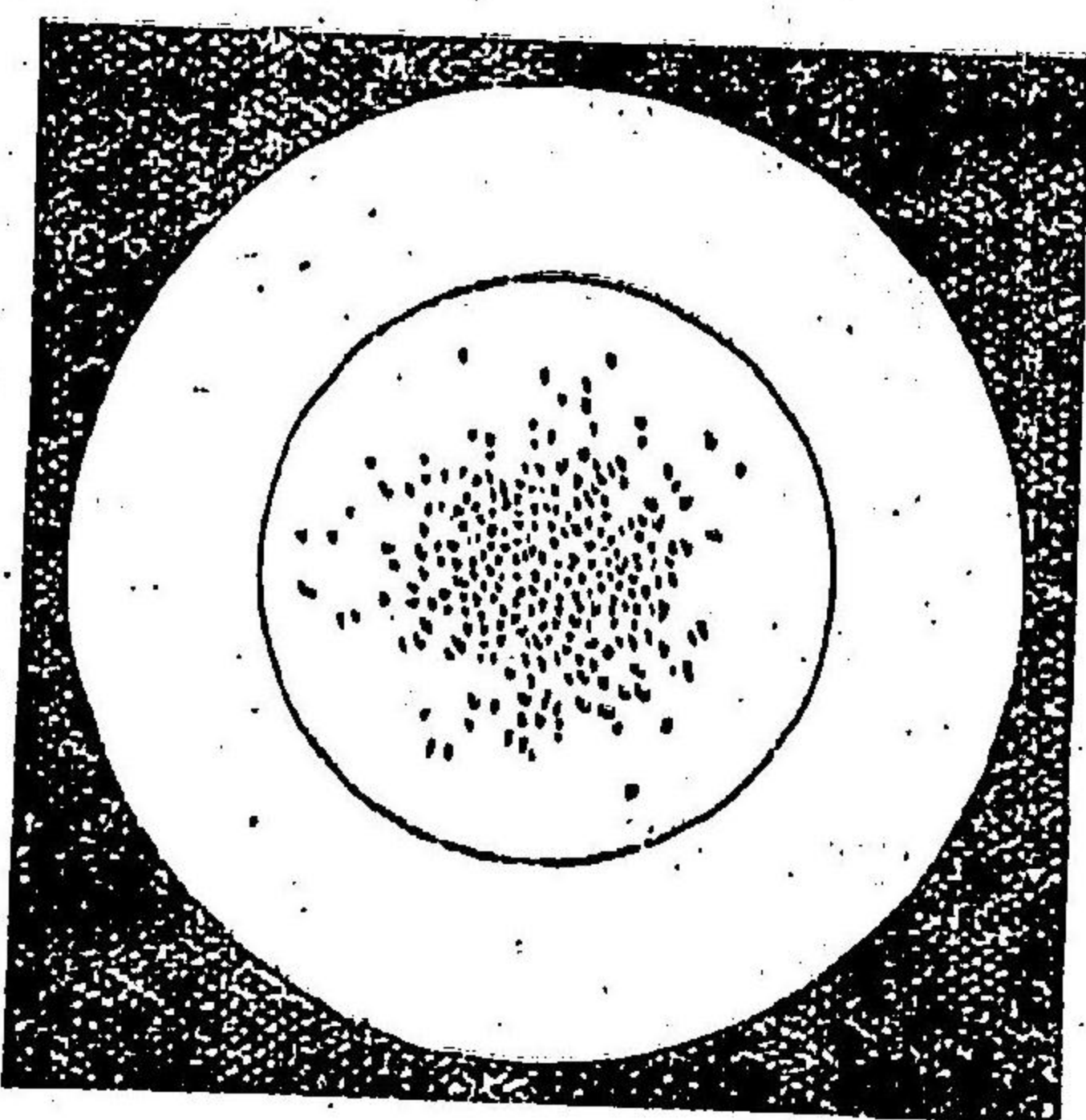
三十八

されば同所に達するを得ず然る時は先なる弾は四ヤ  
 ルドに至りて既に鳥を撃も後なる弾は未だ僅に三十ヤ  
 ルドの中途にあるの割合なり

○今十二番銃に上記の弾薬(無煙火薬七分二厘六号の弾  
 八匁五分余此弾數三百〇四粒)を用ひ二尺五寸の圓環  
 的を射たる圓筒銃とチヨック銃との比例を示す

附言同一形の銃にして同量の玉薬を裝ると雖ども其  
 射撃性質に至りては大に異同あるものあり故に新に  
 銃を購求したる時は第一若に其銃の固有性を試験  
 すべし其試験の目的は彈丸の穿入力と其達する遠  
 近の工合と散中の整否如何んにあり

銃 獵 要 書



チヨック銃  
距離二十ヤルド

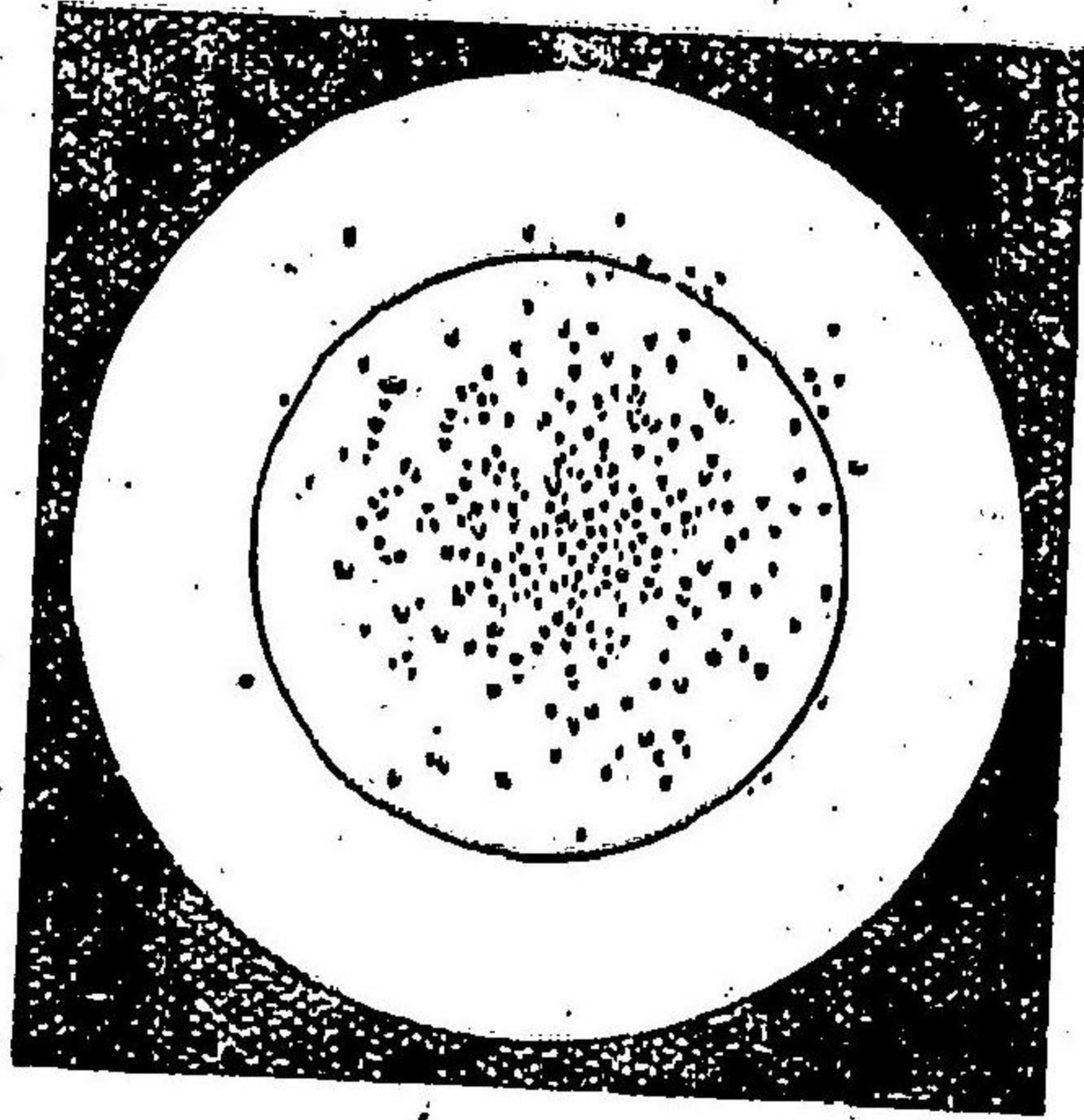
環中に散彈の入たる數

距離	チヨック銃	圓筒銃
十ヤルド	皆中	皆中
二十ヤルド	皆中	二百六十四
三十ヤルド	二百七十八	百七十二
四十ヤルド	二百三十三	百三十
五十ヤルド	百六十	七十六
六十ヤルド	百	六十一

次の表は總て前同様なれども只火薬の分量を四十九  
 グレイン(八分四厘四)に増したる者

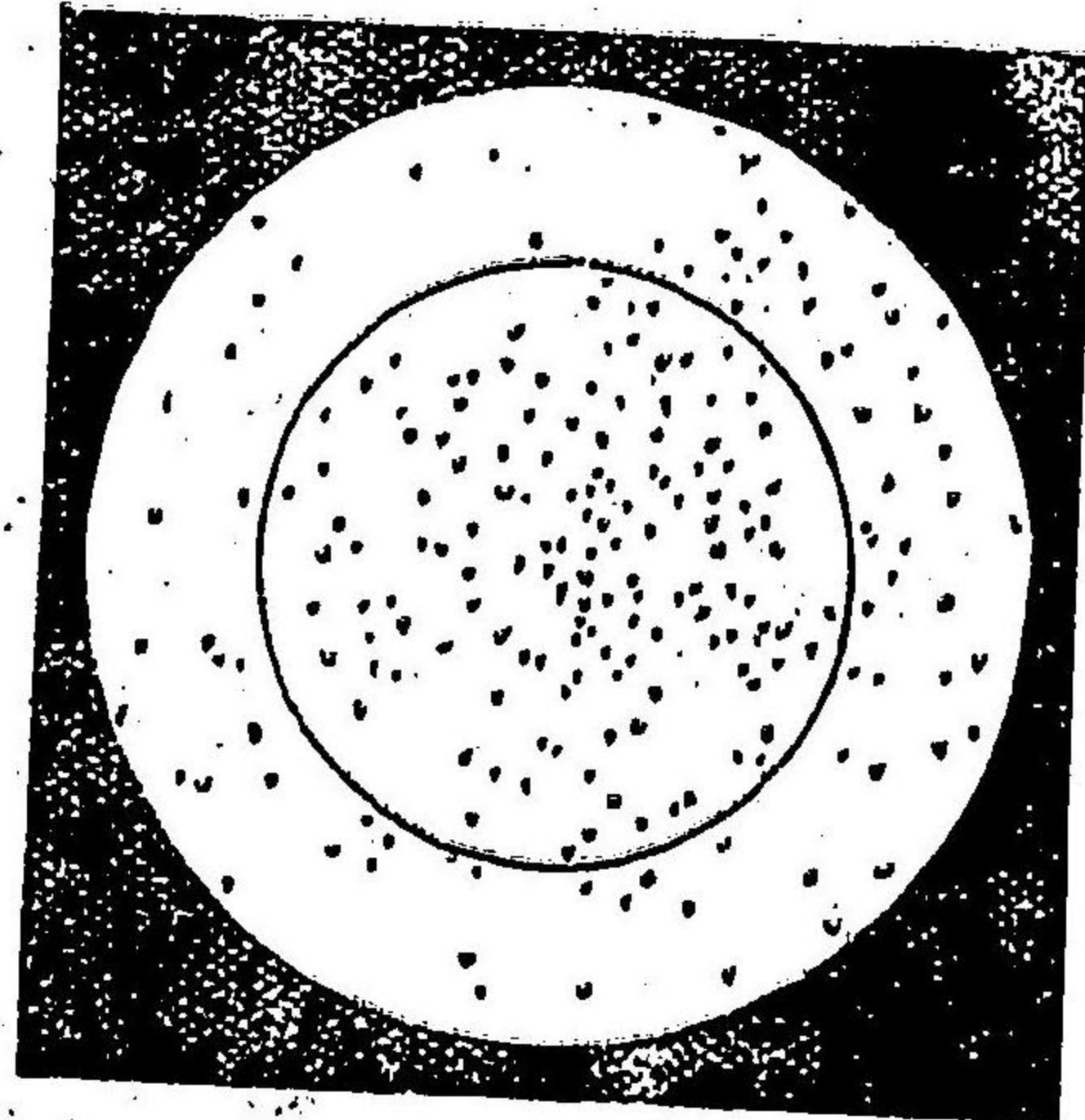
銃 獵 要 書

圓環の直徑前同斷



チヨック銃  
距離三十ヤルド

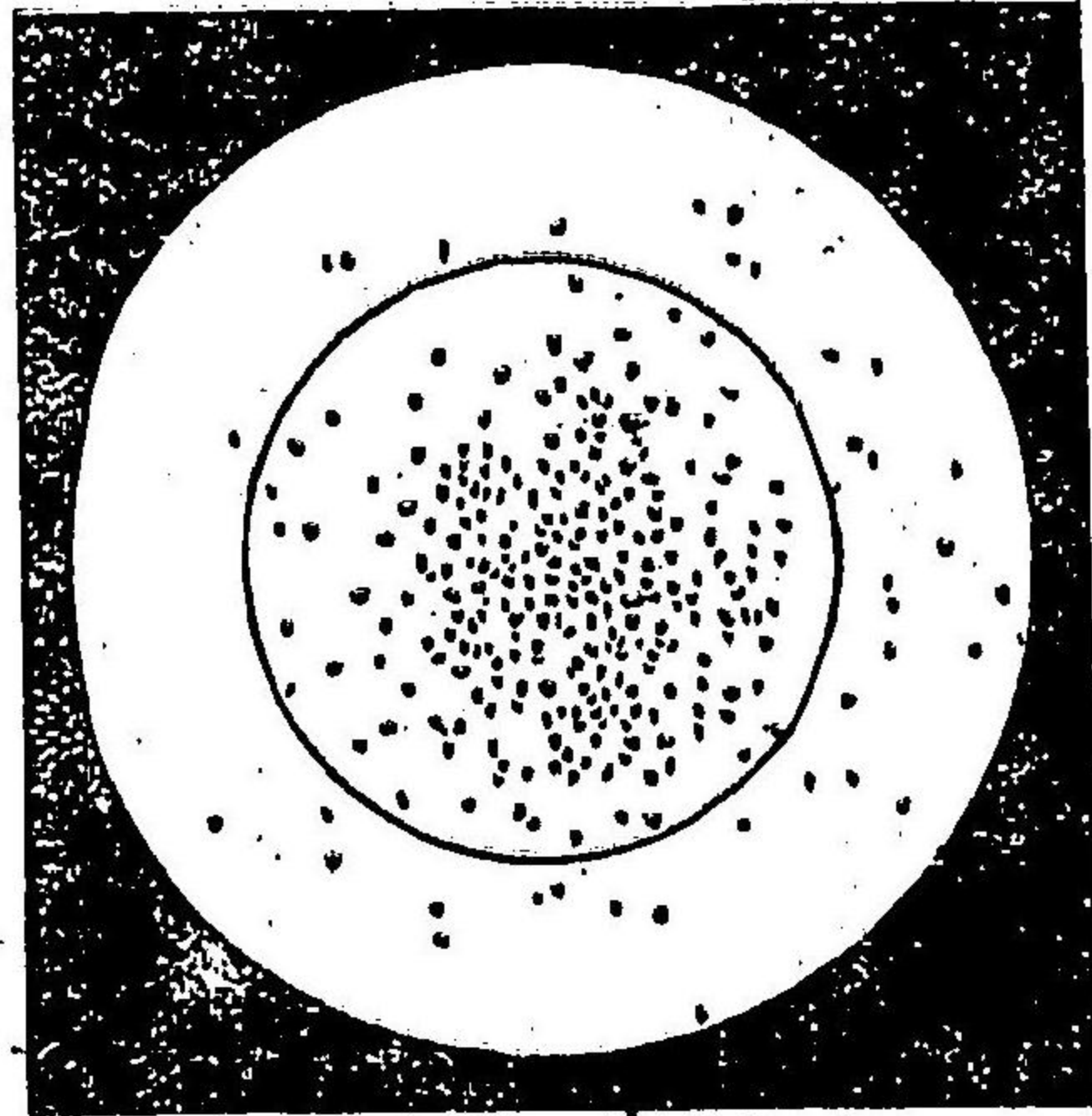
全上



圓筒銃  
距離三十ヤルド

銃 獵 要 書

圓筒銃  
距離二十ヤルド



圓環の直徑凡二尺五寸

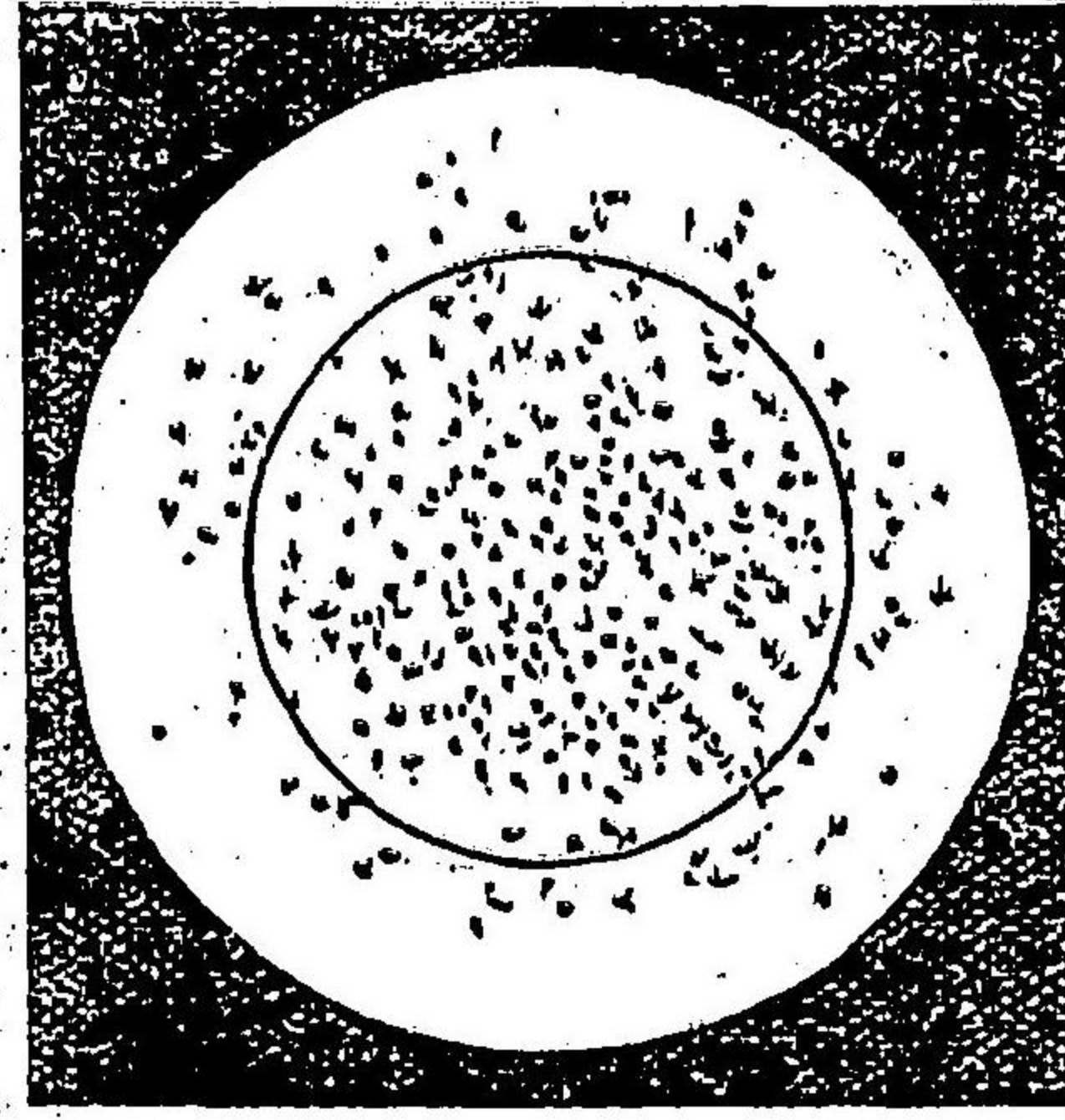
チヨック銃

十ヤルド	皆中
二十ヤルド	二百八十七
三十ヤルド	二百五十九
四十ヤルド	百九十九
五十ヤルド	百三十五
六十ヤルド	九十三

銃 獵 要 書

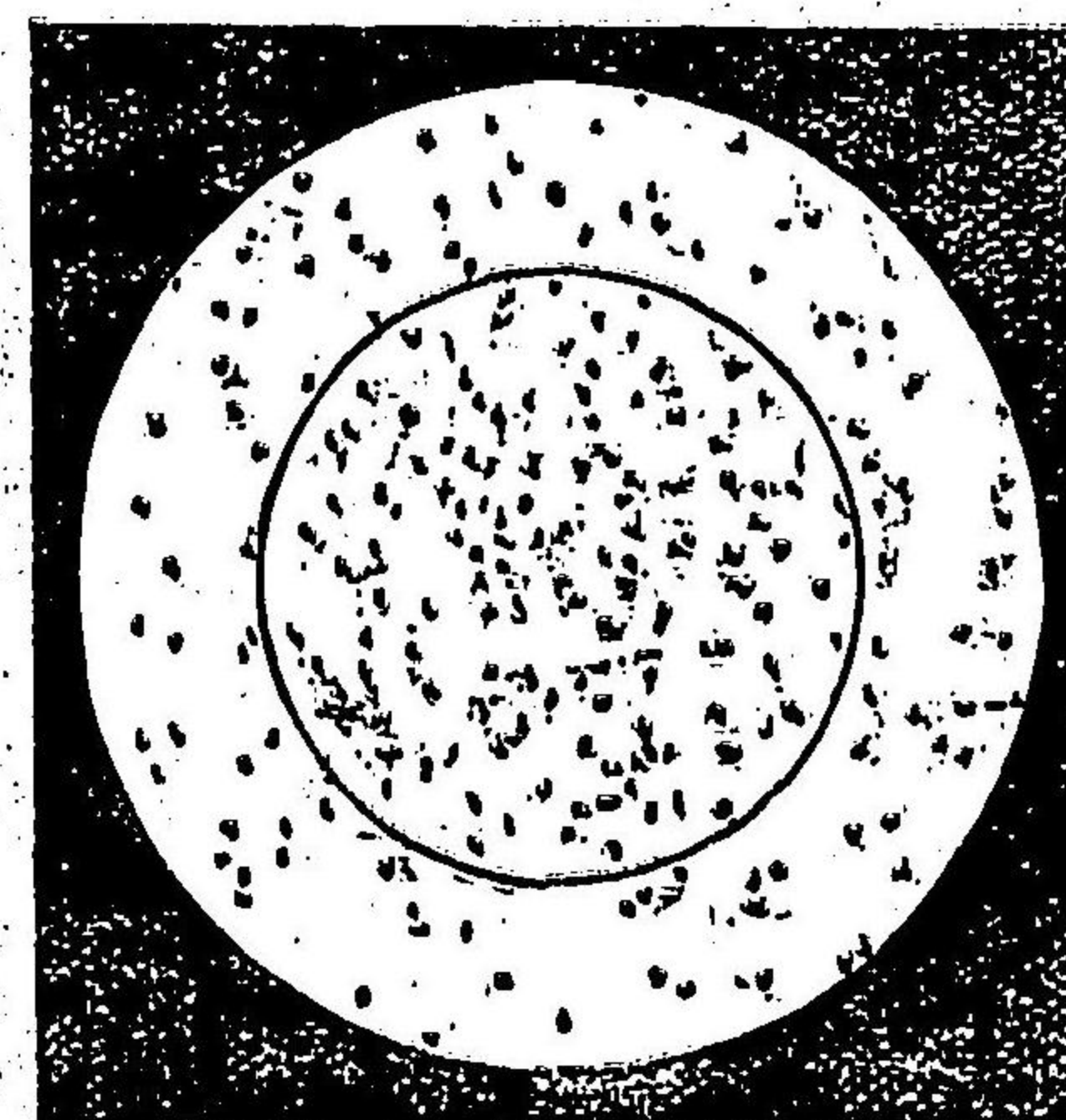
チヨック銃

距離四十ヤルド



圓筒銃

距離四十ヤルド



○散弾の開散に就ては約言せばチヨック銃に普通の装薬を用ひ六号の散弾を装る時は其弾の開散すること

銃 獵 要 書

と五ヤルドに於ては大凡五インチ、十ヤルドに於ては大凡八インチ、十五ヤルドに於ては大凡十二インチなり又二号の弾を用る時は其開散大凡一インチ四分三を減す而して八号の弾を用る時は五ヤルドに於ては其開散すること六号の弾より甚だ多からずと雖も十ヤルドにては既に一インチ半を増し十五ヤルドに至ては四インチを増すべし若し又装薬の分量を増す時は弾の開散するを従て増すものとす

○又チヨックの等級に就て的中の弾数を記す時は本チヨック銃は二百十五、半チヨック銃は百八十五、四半チヨック銃は百六十、改良圓筒銃は百四十、古製圓筒銃は百十五粒なりき

銃獵要書

第五章 銃の作用諸表

○二十八番に僅少のチヨクを付けたる長さ二十五インチ乃至二十七インチ(二尺一寸より二尺三寸余)銃にして其平均の作用大略左の如し

銃薬	弾號量	紙紙穿入	一秒間速力	撃力
火薬七分二厘	八五號 五匁七分	三十寸のニ 中リタル數	一	〇、六六
無煙火薬 五分四厘四	六全號	二百二十四	二	九百四十尺 一、九六
火薬七分二厘	六全號	二百三十	三	七百二十尺 一、八七

但し此無煙火薬は過量なり四分四厘二毛を適當とす

此二十八番銃は四ポンド(四百八十三匁)より輕からず

銃獵要書

四ポンド半(五百四十三匁)より重からざるを常とす其反動は大略六十ポンドなり又散弾は一チャンス(七匁六分)より多く込む可らず又此口径には眞餘包軀を最も適當とす

○二十番銃は一般の銃獵家の用る内にては最も小徑のものトす重さ五ポンド半(六百六十匁)長さ二十八インチ(二尺三寸余)其作用大略左の如し

四十ヤルドの距離に於て

銃薬	弾號量	紙紙穿入	一秒間速力	撃力
一匁〇六厘一	八七號 七匁五分	三十寸のニ 入タル數	一	〇、六七
全	六全號	百八十	二	七百廿五、 一、三七

銃獵要書

全	六號	百五十	十九枚	七百三十四	一、九四
一匁一分八厘	五號	百	二十二枚	七百四十	二、三七
全	一號	六十五	二十九枚	八百十五	二、七二
無煙火藥	六號	百三十	二十枚	九百十三	二、〇〇
五分四厘二	五號				

全六十ヤールの距離に於て

一〇六厘一	六號	六十	九枚	七百二十	〇、七六
全	五號	三十五	十八枚	七百三十	〇、八九

○十六番の本チヨック銃(長さ二尺五寸余重さ七百六十目)は火略左の如し  
四十ヤールの距離に於て

九分五厘	六號	百八十	十七枚	七百十三	〇、八三
全	七號				

銃獵要書

全	五號	百七十	二十二枚	七百三十	〇、九八
一匁一分八厘	六號	百九十	十九枚	七百三十	一、三五
全	五號	百七十	二十三枚	七百四十	二、四九
一匁〇六一	六號	百八十	二十一枚	七百四十	二、二七
一匁四分一厘	六號	百七十四	二十二枚	七百四十	二、三三
一匁〇六一	五號	十六	二十五枚	七百五十	二、四八
一匁一分八厘	一號	八十五	二十九枚	八百十三	三、〇〇

六十ヤールの距離に於て

一匁〇六	六號	九十五	九枚	七百四十	一、一〇
全	五號	八十五	十二枚	七百五十	一、二六
一匁一分八厘	一號	四十五	十九枚	八百十三	二、五一

○十二番本チヨツク銃の輕き者は長さ凡二尺二寸余より二尺四寸にして其重さ六ポンド(七百二十四目)なり又長さ僅に二尺の銃身を用ひたる十二番銃に普通の裝藥を用ひて能く其効を奏したり且二尺八寸乃至三尺の長銃身を用ひて其効却て二尺四五寸の銃に及ばざるものあり

○十二番銃には一匁五分より多量の火藥を用るも少分の彈には幾分の速力を與ふべしと雖も全彈に夥多の撃力を與ふるものに非ず今六号の散彈を用ひ一秒間に五百尺の速力を有し十八枚の黄色洋紙を穿入せば三号の彈を用る時は同じ速力にて二十三枚を穿入すべし然るに八号の彈を用る時は同じ速力にて僅

に十六枚を穿入すのみ○又一秒時間に七百尺の速力なる時は六号の彈にては三十六枚を穿入し五号の彈にては三十九枚二号の彈にては四十七枚を穿入すべし

第六章 鳩撃及び雁撃の事

○今六号の散彈にて鳩を撃んとせば少くとも四粒以上を鳩の體中に中てざる可らず尤も其内一粒を首若くは頭部に中る時は直ちに斃るべしと雖も通例は六粒に付き一粒は死すべき所に中るを常とす前に記せる比例を以て推す時は圓筒銃は三十ヤルドの距離に於て鳩には僅に三粒を中るの割合なるを以て圓筒銃にては三十ヤルドより以近の距離に非ざれば能く其効



銃獵要書

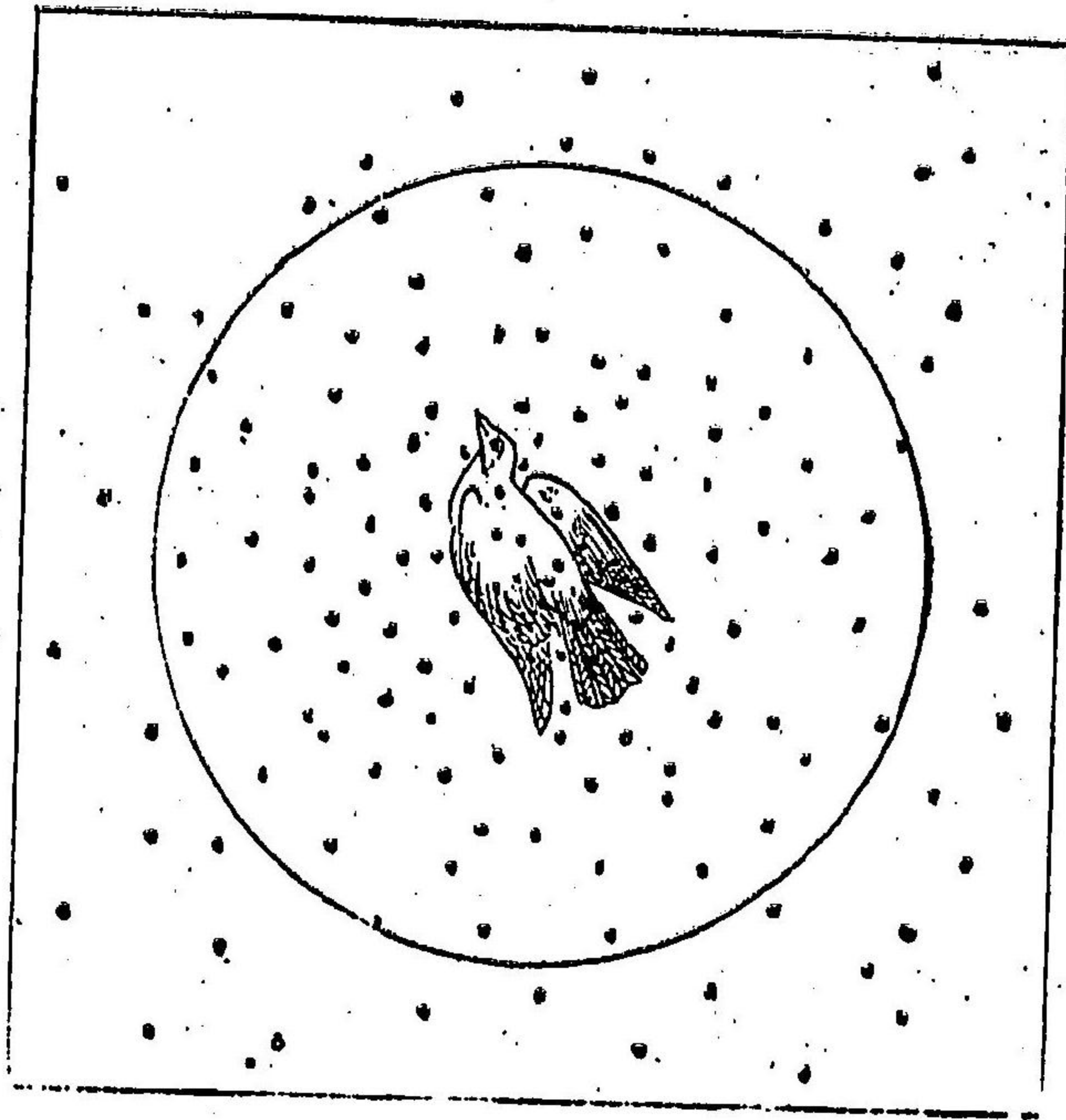
を奏せざるものと知るべし

○二尺五寸の環の中に少くとも二百粒の散敷を入れるに非ざれば鳩の体中に四粒の弾を中ること能はず然るにチヨク銃に六号の弾九分火薬一匁七分を込る時は二尺五寸の環の中に二百四十粒を入れる故に鳩撃にチヨク銃を用る時は三十ヤルドの距離に於て能く其効を奏すべし

○銃獵家諸君の知れる如く山林の鳩打銃は尤も善良ならざる可らず是れ鳩は視力鋭敏なるが故に近距離にて打と稀なればなり○鳩打銃は二十番若くは二十四番の善良なる二連銃を尤もよしとす

○鳩打には口径の小なる銃も口径の大なる銃と略同様

銃獵要書



此的は方四尺の板に直徑二尺五寸の圓環十二番の鳩打銃に火薬一匁九分六号の銃九分五分を裝填し環中に弾の入るゑと二百五十粒なり

銃 獵 要 書

の効用をなすべしと雖も口径の小なる銃は散弾の叢  
中に鳥を中るに非ざれば能く斃すに至らざるとあり  
今木箱中に鳩を容れ二十八番銃を以て種々の距離に  
於て射撃を試るに其成績左の如し

距離	火薬の量	六号 弾の量	成 績
四十ヤルド	七分一厘	五匁六分	体ヲ打ツ然レハ氣力ヲ奪ウニ至ラズ
四十ヤルド	八分二厘五毛	全	一弾ハ羽ヲ折リ一弾ハ胸ヲ打ツ飛フ 一能ハズ
三十五ヤルド	四分七厘五	全	体ニ中ツ然レハ斃ルニ至ラズ
三十五ヤルド	七分一厘七毛五	全	体ニ中テ斃ルニ至ル
三十ヤルド	全	全	即 死
三十ヤルド	四分七厘五	全	即 死

銃 獵 要 書

6) 276  
p.5

○雁打銃は重さ十ポンド乃至十一ポンドの十番の二連  
銃にして火薬五グラム(二匁三分五厘八毛)散弾ニサン  
ス(十五匁一分)を用ひ九十ヤルドの距離に於て能く其  
鳥を斃し得べきもの或は輕八番銃を適當とす然れど  
も眞の飛雁打銃に至ては銃身の一層長き八番乃至四  
番銃にして尙多量の彈藥を用ひ得べきものを要す又  
或は長さ三尺重さ十五ポンドなる八番の一連銃及び  
長さ三尺五寸余重さ十八ポンドの一連銃の如きを眞  
の飛雁打銃と云はんか  
○総て飛雁打銃は眞餘包軀を用んが爲に特に藥室と膳  
孔とを清麗適合にすべし是飛禽を射るには紙包軀よ  
りも眞餘包軀の方大に利あるを以てなり是は眞餘包

銃獵要書

軀は同じ長さにして紙包軀よりも多く彈藥を裝るゝ  
とを得ればなり

○眞鍮包軀に火藥一匁四分二厘余一號の散彈一匁八分  
七厘余を込る時は四十ヤルドの距離に於て二百五十  
五彈を的中すべしと雖も紙包軀に至ては僅に百九十  
五彈を的中するのみ故に其効用を以て比較する時は  
四番の眞鍮包軀銃は二番の紙包軀銃に比し

第七章 反動の事

○反動力の多少は銃の口径と裝藥の多少と火藥の性質  
と彈の分量と其大小とに關るものなり  
○反動力は通例百ポンドを過ること稀なり輕十二番銃  
の如きは元より重量七ポンドの十二番銃にても普通

銃獵要書

の裝藥なれば平均の反動力は百ポンドを過るものに  
非ず

裝藥と散彈の多小に因て反動力の多少を示す  
事左の如し

散彈	一匁一分八厘	全上	一匁四分一厘	全上
反動力	六匁六分	七匁五分	九匁四分	十一匁三分
反動力	八十	九十	百	百十五

彈の大小に因て反動力に多少を生ずることを左  
の如し

彈の号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号
返動力	八十九	九十	九十	百	百〇六	全	全

火藥の粒形と大小と其性質とに因て反動力の

銃 獵 要 書

多少を示すこと左の如し  
五十六

但シ火薬一匁四分一厘五毛六号の弾八匁五分を用ふ

火薬ノ性質 及粒ノ大小	○、無煙火薬	スチアルツ	三	四	五
	全	黒色火薬	全	全	全
反動力	八十七	八十六	百〇九	百	八十五

但一包軀中の送塞と蓋塞との堅柔は反動力に多少の關係を及ぼすべしと雖も是らは實に些少の異同のみ

第七章 包軀詰法の事

○包軀を詰るには先づ火薬の力に異同あるを知らず又獲物の大小に因て散弾に大小あるを及び口徑の

銃 獵 要 書

大小に因て散弾の大小に制限あるを知らざる可らず例へば二十八番の銃には五號六號の散弾を用るよりも七號八號の散弾を用る方遙に其効を呈すべし又四番銃の如く大徑に至ては四五號の小なる弾を用るも只徒費に属するのみ

○變形チヨク銃及び圓筒銃の如きは散弾の小形なる程其散亂すること少きものなり○二十八番銃は八號の弾を用て四十ヤルドの距離に於て通例は能く羽族を斃すべし而して二十番十六番十二番の圓筒銃は五號六號の散弾を用るよりも七號を用る方羽族を獵するには尤も効能多きものとして英國の獵人は通例これを用ふ○十二番銃にては四号より大なる弾を用ると

銃 獵 要 書

も其効少なかるべし但し大なる彈を射る爲に特に製  
造したる銃は此限にあらざ

○然謂ふも散彈の大さは常に一種に限りたるものと思

ふ可らず例へば鷓及び鳩の類を射るには七號の散彈

を用る方大利ありと雖も又海濱等にては四号より大

なる彈を用るとあればなり然れども茲に射人の記憶

すべき事あり若し大なる彈を用る時は精密なる狙を

失ふことあると又一發の内に大小の散彈を混合し用

○ふ可らざるを

銃身口徑の大小に論なく最も巧に射撃し多數の獲物

を擲ひ歸らんと欲せば特に適當善良に裝藥したる銃

包を用ふべし其の是を適當に裝藥せんと欲せば散彈

欠

MISSING

銃 獵 要 書

或は六号の彈を用ふべき所へ五号の彈を用るにあり  
然りと雖も餘り撒開に過る時は紙塞二個を用ひずし  
て唯一個を用ひて彈を二分するか或は又火藥の上  
唯一のピンク塞を用ひ而して彈の上に一個乃至二個  
を用ふべし

○此の如く彈の撒開すべき裝藥法は三十ヤルド若くは  
四十ヤルドの距離に於ては能く穿入力を有すと雖も  
他の裝藥法に比せば或は及ばざる所あり

○本チヨック銃を以て十五ヤルド若くは二十ヤルドの距  
離に於て兎を射んとする時は彈の分量を半ランスに  
減ずる時は其獲物を破壊するゝと少くして却て著し  
き効驗を呈すべし

銃獵要書

銃包詰法には猶種々の口傳あれども第二巻に譲る

第九章 砲塞の事

○ 散弾打の獵銃に用る砲塞に四種あり第一は一重の牌  
 子塞第二は毛氈塞第三は椀形塞第四は堅氈の紙面塞  
 是なり之を紅線塞又は野獵塞と稱す○ 牌子塞即ち水  
 氣防塞又或は紙製の椀形塞等は必ず火薬の上に挿入  
 し其上に通例厚さ一インチ八分三(三分三厘二毛余)の  
 滑り易くしたる毛氈塞を挿入し而して散弾の上の蓋  
 には海き牌子塞を用ふ又紅線塞、紅面塞、厚牌子塞、毛氈  
 塞、黒色塞、椀形塞等皆夫々の目的に因て之れを用ふ  
 ○ 砲塞は海き紅色を帯び其縁は脂を抹れるを以て稍濃  
 色を帯びたる弾力性のもを最もよしとす下直品は

銃獵要書

其色濃きを以て其善悪は其織物の堅柔と粗密との色  
 により直ちに識別するを得べし又野獵塞は黒色にし  
 て一面は松青を抹たる黒色の紙他面は海紅色の紙に  
 して其縁には脂を抹れり又紅線塞は縁には脂を抹り  
 而面には海紅色の紙を有す是も弾力性の毛氈にて製  
 造す  
 ○ 毛氈塞は火薬と散弾との間に裝むべし其厚さは二十  
 八番銃には一インチ十六分ノ三(一分五厘九毛)を以て  
 十分なりとすと雖も八番銃に至ては一インチ四分ノ  
 三(六分三厘五毛)にても尙ほ厚きに遇ると云ふ可らず  
 然れども斯る厚き塞なきを以て紅線塞を用て可なり  
 又十二番銃に至ては厚さ三分四五厘の塞を用るを道



當とす

○毛氈塞は前の發砲にて銃身中に遺留せる滓渣を拭除するの作用を爲す此銃身中を拭除し幾分の油氣を添ふるおとは銃身の爲に著しき効用を與ふ第一に彈の迷出を滑かにし幾分の速力を増す等是なり

○黒色火薬の多量を裝るか又は無煙火薬を用る時は紅線塞を用ふべし然れども散彈の分量少き時は他の塞を用んおとを要す又厚き毛氈塞にして餘り柔く且つ脂氣多き時は或は散彈の之に突入し或は附著して大に速力を減するおとあり故に毛氈塞の上には紙塞を押入し都合四個の塞を用ふべし

○米國に於ては紙包軀眞餘包軀に論なく其蓋に金屬の

塞を用るものあり之を星塞と稱す然れども記者は未だ其利益を實見せず砲塞の事は尙二卷に詳記すべし

第十章 火薬の事

○獵銃に用る火薬に黒色火薬(硝石、木炭、硫黄)無煙火薬(硫酸、硝酸、ト混製セル炭素劑)の二種あり其黒色火薬の粒塊には大小數種あり其小なるものは塵の如く微塵に其大なるものは(大砲用)一インチ半立力の大塊なるものあり

○獵銃に用る黒色火薬の最上なるものは普通百箇に付硝石七十五、木炭十五、硫黄十の割合を以て混製す英國に於ては皆此法を用ふと雖も那威國、瑞典國、等にては硫黄の量少く佛國、魯國、米國、等にては硫黄を用ること

銃獵要書

多し  
○火薬の爆發力は硝石と木炭の良否によりて異同を生じ火薬の爆發する速度は粒塊の大小と粗密とに據るものなれば此粒塊を考究會得することは獵人たる者の第一に務むべき要件なり

○先込銃に用るには三號の火薬を可とす(和製なれば二號或は微塵)是れ粒の小なるが爲に銃尾及び火門等に火薬の入込むこと尤も容易なるが故なり又後裝銃に於ては敢て細粒を要せず能く適當の粒を選ぶべし  
○同性質の火薬なれば粒の大なる者は細微なるものより爆發力強きものゆへ口径の大なる銃には粗惡の大粒火薬を用るを徳用とす(併し鐵山用火薬の如き惡質

銃獵要書

を云ふに非ず)口裝銃に細粒の上等火薬を用ると後裝銃に大粒の下等火薬を用ると同様の作用をなすものなり故に同火薬なれば口裝銃は後裝銃より少量に填るを通則とす

○火薬の粒形には尖銃圓形方形等の別あり且耳曼製フーチヨル氏の圓形火薬は最良の尖銃火薬と比較するに數回の試験に於て毎に劣等に位す又黒色火薬は最良品なりとて其外貌必ずしも毎に光澤滑麗なるものに非ず若し疑はしき火薬を買はんとする時は左の如き簡易なる試験を爲すべし  
○指と中指との間に些少の火薬を挟みそれを壓擦するに些少の力を以て微塵に碎くるものは其緻密不十

銃獵要書

分にして本質欲乏の品なり若し又其碎片の色合イン  
 キの如く暗黒なる時は木炭の品質下等の微なり善良  
 なる火薬に至ては手中に磨擦するも細粉となること  
 少く且つ其碎片も光澤ある黒色を呈すべし又其火薬  
 些少を紙上に乗せて点火するに滓渣の遺留るゑとな  
 く且つ紙の焼ることなし  
 ○善良なる火薬は赤揚樹の炭と精製の硝石と純粹の硫  
 黄とを混摺して製造す若し劣りたる品質の木炭を用  
 るか或は焼の不十分なる木炭を用る時は火薬の品位  
 を落とすと論を竣す  
 ○無煙火薬は之を製する原質に至て各自異同ありステ  
 アルソール火薬ハ酸類(硝酸硫酸)と共に加非豆壳の樹を

銃獵要書

用ひEC火薬は皮を剥たる綿壳を用ひ共に硝酸加里を  
 以て之を表酸類を混和して精製す故に十分なる焼燃  
 力を有し更に煙なし又綿火薬は綿を以て基礎とす而  
 てし其ステアルソール火薬ハ淡藍黄色E.O.ハ淡紅色或ハ淡  
 藍橙黄色デットマルドクーパー氏の火薬ハ黄色を帯びた  
 る白色なり  
 ○普通黒色火薬ハ凡そ一七二零の比量を有し壓摺して  
 粒形にせるステアルソール無煙火薬は八零零の比重を有  
 す故に黒色火薬の八十四グレインはステアルソール火薬  
 の四十二グレインに同じ加之ず此火薬は焼燃に至て  
 も亦黒色火薬より甚だ速なるが故に弾の速力も大に  
 優るを知るべし然れども施條銃又は口径の甚だ大な

銃獵要書

る銃に至つては其効却て少し  
 ○無煙火薬は黒色火薬よりも其利益種々あり其重なるものは發火の際煙なく銃身中に堅き滓渣を遺すものと甚だ少き等是なり是は該火薬中に含める有益なる瓦斯の多量なるが爲なり黒色火薬は通例百個中に滓渣の六十九を含み有益瓦斯三十五を含み無煙火薬は滓を合むこと僅に三十にして有益瓦斯を合むると七十なり加之ず其速力は黒色火薬の凡る半方を用て之に比適するが故に銃身中に遺れるかすは八百個中に無煙火薬は凡る十五黒色火薬は六十五の割合となるなり  
 ○黒色火薬は凡る五百九十三度の温度にて發火しE.C.及

銃獵要書

ピスチルノ一無煙火薬は三百七十度の温度にて發火す  
 ○和製には微塵火薬、新製二号火薬(以上は軍銃獵銃用)破却火薬(是は一回實包に詰たるをハツキ出したるものにて多く花火などに用ゆ)大砲用火薬、鑛山火薬等なり  
 ○洋製火薬にして我國に舶載せるもの種々あるべしと雖も通例銃獵家の舶來火薬と稱して多く用るものは赤き鐵葉の火薬入に十六ヲンス(百二十目〇七三)を盛たるLL印の火薬なり其粒は大抵我が微塵火薬に比しく價は凡る我火薬の三倍す又無煙火薬に至ては偶舶來なきにあらずと雖も其價非常に尊く普通の獵用には堪ざる位のものなり(和製微塵火薬は今なし)

銃 獵 要 書

○ 散弾に二つの種類あり一は鑄たるものにして稍大く  
 されを鹿打弾と稱し一は露滴轉製したるものにして  
 これを小霰弾と稱す此小霰弾を堅牢眞圓形に爲すこ  
 とは「ニウカッスル(英國ノ地各)のチャエルド、シヨット會社の  
 專賣特許に係り其製法大仕掛にして最も盛大なるも  
 のなり(其製法は二巻に記す)  
 ○ 米國製其他各國製造の物は其大さ形狀等に至て英國  
 製の如く整正不同無もの少し今次に其大小表を掲ぐ  
 現今我國に輸入する物は大抵此英國ロンドン製な  
 り然るに此原書に記する試撃ハ「チャエルド、シヨット會  
 社の製を用ふ故に其間に些少の差あり注意す可し

銃 國 産

ロンドン		ニウカッスル チャエルドシヨット會社	
大小符号	一ランス 付 數	大小符号	彈 數
AAAA	三十	AAA	四十
AAA	三十六七	AA	四十八
AA	四十	A	五十六
A	四十五	BBBB	五十六
BBB	五十	BBB	六十四
BB	五十八	BB	七十六
B	七十五	B	八十八
1	八十	1	百〇四
2	百十五前後	2	百二十二
3	百三十五	3	百四十
4	百七十七八	4	百七十二
5	二百二十前後	5	二百十八
6	二百八十前後	6	三百
7	三百四十	7	三百四十
8	四百六十二	8	四百五十
9	五百六十八	9	五百八十
10	九百八十五	10	八百五十
微塵彈	千六百七十二	11	千〇四十
SG	十一	12	千二百五十
SSG	十五	微塵彈	千七百
.....	.....	SG	八
.....	.....	SSG	十一



銃獵要書

初銃獵要書下篇

第一章

包軀器方手續及銃砲取扱注意

○今中篇に記せる洋人の實驗諸表と又我國の功者なる銃獵家の説をきいて之を参考し初て銃獵をなす人の爲に其裝藥の分量より銃の取扱法大略を左に記す尤も是は私説なれば必ずしも適當なりと保證するを得ず姑く初心の参考に供ふるのみ

○包軀器を詰るには先づ包軀の鏢の方を上に向け包軀を管詰器の穴に入れ包軀の火門室に發火金の頭を上に向て入れ置き雷管をぬき管詰器の管の稍大にして入り難き時は火

銃獵要書中篇終

ノリヤ一種

大小符号	彈數
00000	四十九
0000	五十三
000	五十四
00	六十四
0	八十七
1	百〇二
2	百四十一
3	百四十六
4	百五十六
5	百六十二
6	百九十三
7	二百六十八
8	三百〇八
9	三百九十五
10	五百二十七
11	七百十四
12	千百十四
.....	二千三百七十八
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....

銃 獵 要 書

門室の縁を小刀にて少し削るべし  
 ○其後包軀の筒口より村田銃なれば通例火薬六分を入  
 れ次に送塞(毛氈)を固く切り縁に豕脂を抹りたる物厚  
 さ一分四厘位を適當とすを入れ込棒にて確と押込み  
 次に散弾四匁五分(五号より細粒を適當とす)を入れ其  
 上に紙塞を確と押込むべし(散弾の重さは火薬の七倍  
 より八倍までを通例とす)又散弾の間には細き鋸屑を  
 混ぜ塞て玉と玉とを密着せしむる時は大に功あり但  
 し六号以下の小弾にはこれを要せず  
 ○右の分量は中間の装薬なり是より火薬を少し多量に  
 且つ散弾の少し大粒なるを填めたるものと又是より  
 火薬も少なく散弾も小なるものを填めたるも凡る三

銃 獵 要 書

四通り位を拵ひ薬包の蓋に大中小或は二〇三〇四五と  
 記し置き獵物の大小と距離の遠近によりて適宜に之  
 を用ふべし又口径の大なる銃は之に準じ多少彈薬を  
 増す等の事は第四章装薬の部を参考すべし  
 ○又包軀を詰替る時も右に同じ但し打壳の管は錐の如  
 きもの(大抵は管詰器の先に付き在り)にて内より突き  
 出すべし發火金は數度用ゐるを得るなり  
 ○銃獵に出る時は必ず銃の藥室に油を塗るべし油氣な  
 き時は打毎に包軀ふくれて用はず遂には脱包の鈞又は  
 包軀の鏝を損ずる事あり故に洋製の銃には附屬品の  
 内に小なる油壺あり  
 ○彈行をよくし且つ遠距離にて巧手に鳥獸を撃んとせ



銃獵要書

八十二

は必ず送塞を精選し適當の裝藥をなすべし其送塞に  
 脂氣多き時は其上下に紙蓋一枚づゝを入るべし  
 ○先込銃にも亦送塞と蓋とを用ふべし昔時は斯る裝法  
 を知らざるを以て火藥の上へ直に大豆等を込たるな  
 れども現今は矢張銃包のごとく火藥の次には送塞を  
 込め其上に散彈を込め其上には蓋を入れて散彈の轉  
 げ出ざる様にすべし是れ散彈の速力を増すこと多け  
 ればなり

○又先込銃に就ての注意は先づ彈藥を裝たる後に雷管  
 を挿むべし必ず雷管を先にすべからず又雷管を挿む  
 前には火藥の果して火門口まで來り居るかを檢閲し  
 若し火藥の火門口に來らざる時は手を以て銃を叩き

銃獵要書

八十三

必ず發火を誤らざるを認て後に雷管を嵌め大指にて  
 能くおれを押下すべし決して撃銃にて爲すべからず  
 又裝藥せる銃は撃銃をして下して置べからず又上て  
 置べからず必ず一段起になし置べし又銃口は裝藥の  
 有無に拘らず常に自身又は他人は勿論危險物の方に  
 は決して向ざるものと心得べし撃銃を上下する時は  
 別して銃を受取り渡しなどする時も能く茲に注意す  
 べし世間往々不慮の災害あるは皆其取扱の忽略なる  
 に起因するもの多し又後裝銃は獵場の外は必ず銃包  
 を取扱置くべし

○我國にては兎角銃身の長き口径の小なる銃を好むと  
 雖も實丸を撃に非ざれば口径の小なるは損なり洋人

5.3  
971

の用る散弾打銃は極小なる鳩打銃にても二十番若くは二十四番なり殊に原野等にて用るには口径の大なる二連銃をよしとす又銃身の長さは實丸打なれば凡口径の六十五倍位散弾打なれば五十三倍位よりは何程長くとも其効なきものと云ふ洋製の銃は少徑なれば二尺二三寸大徑にても大抵二尺六七寸なるを以て知るべし

○又初心の内は兎角火薬を多量に散弾の大形なるを装るの僻あるものなれども散弾の量火薬の量に超る時は弾丸の速力を減じ又火薬の量散弾の量に超る時は散弾をして開散せしむるの患あり是れ尤も注意すべき要点なり五号六号の散弾を用ひ三十ヤルドの距離

に於て狐狸を獲るは勿論四号にて大なる鹿を斃すもとあり是等は渾て其前脚より肺部を狙ふべし

獲物の大小によりて散弾の大小を記す時は

- 鶉 八九号ノ十号迄 山鶉 七八号より九号迄
- 田鶉 八九号ノ十号迄 鳩 六七号より八号迄
- 鴨 三四号ノ五号迄 免 三四号より五号迄
- 雁 BB Bより一号迄 白鳥 SSG SGよりBB迄

但し距離近ければ小粒を用ひ遠ければ大粒を少量に用るを通例とす故に銃獵の初期には鳥も近間によせるを以て小粒を用ひ終期に至るに従て漸々警戒を加へ近間へ寄ざるを以て漸々大粒を用ゆ是銃獵の秘訣なり

○銃獵を終りたる後は直ちに銃を洗淨すべし其法先込銃なれば先づ蓋を外し銃身を水桶中に堅立し洗矢にて能く臍孔中を洗ひ全く滓渣のなきに至りたる時水氣を拭取つて後に油(椿又は白絞をよしとす)を塗るべし若し銹屑の銃身中に附着したる時は鐵線刷子にて掃除すべし又後裝銃は右の如き手敷を要せず洗矢に水を合ませて臍中を能く拭き又毛を洗ひては拭き全く滓渣のなきに至りたる時水氣を拭取りて跡へ油を塗り置くべし暑中は殊に手入を怠るべからず

第二章 雷管の事

○雷管にも我國普通の俗稱種々あり(雷管の事は今原書に見えず尋得て二卷に記すべし)和製の眞鍮包軀に用る

筒の淺き管を村田管と稱し又先込銃に用る鏢のなき管を桶管と稱し鏢のあるを鏢管或は櫻管と稱す是は其鏢の四出して櫻花の如くなるより云ふか其裝藥の金色なるを金管、銀色なるを銀管、フエルニスを塗たるをニス管、黒色なるを黒管など、並稱す又小形にして多く短銃に用るをピストル管其周圍研草の如く筋あるを研草管と云ひ紙包軀の詰替に用るものを詰替管、或は尻打管と稱す併し是等の名稱は其所によりて異同あらん

第三章 獵衣の事

○獵衣の注意すべき要点は第一其獵獲んとする鳥獸に見認められざる色合を選ぶ事第二は濕氣寒氣等を防ぎ

銃獵要書

健康を保全すべき地質を選ぶ事第三は終日奔走するも困苦せず足等に疾痛を生ぜざる穿具を選ぶ事等是なり

○雉鳩の如く視力鋭敏なるものを多く獲んと欲せば必ず敵に見認められざる色の服を着するにあり殊に雉鳩等は風吹て濕氣たる天氣には概ね寒冷且つ委露せる澤藪中に棲息するものなれば兼て風雨寒冷濕氣等を防衛すべき物質を選ぶべし則ち褌衣胸衣下袴にフラスルの類を適當とし襪は毛絲のものをもよとす若し堅き綿絲の襪を用るか或は足に合ざる沓を穿ときは水肥を生じ易し足の爲には柔き革の良好なる紐締靴をよとす長靴はたとひ短道程にても其疲困に堪さ

銃獵要書

るは獵人のよく知る所なり

○獵袍は毛織物にして鳥獸の棲息せる所の艸木の色と酷肖たる物を選び又其阿房には柔き革を補綴して以て銃を肩にするの用に供へ又其外部には大小三四の衣蓋を設けて銃具を容るの用に供ふべし則ち口裝銃なれば火藥入、雷管入、散彈袋、砲塞、大門板、小刀等は必ずおれを携えんことを要す後裝銃は既に裝藥せる銃包を携ゆるを以て其輕便なるを口裝銃の及ぶ所に非す

第四章 鳥獸多獲の秘訣

○最後に至て銃獵の秘訣則ち多獲の法を一言せん夫れ射手の名人巧手と稱する者は他に非す唯多くの獲物

を獵するの一点にあるのみ其獲物を多く得んと欲せば先づ本書中の趣意を十分に暗記採用し次には自ら持銃を十分に試験練習するを要す

○其試験に銃射試験と距離推測試験とあり其銃射試験とは中篇第四章に云へる如く何々の玉薬を装する時は何間の距離にては何尺に散開するか何号の散弾なれば如何等種々に試験をなして其銃の標準を定め而して何馬を射に距離何間なれば多装の銃包を用ひ何間なれば少装の銃包を用る時は必ず其鳥を殞すべきかを知得るにあり是れ銃獵中尤も肝要の件なり  
○又距離推測とは其獲物を見て直ちに彼鳥は我銃口より何間何尺の距離なるかを推測するの試験なり凡る

晴天と曇天と日光を面にせると脊にせると又樹上と地平線と水面とによりて我想像の距離とは稍異同あるものなれば平常度々これを實驗し置きて其場に臨み其距離を誤らざるを要す是れ距離の異同は弾の中ると中らざるに大關係を有すればなり  
○又射撃の練習には定着物射撃と飛鳥射撃と走獸射撃とによりて各其法あり口傳ありと雖も此書には先づ定着物より初むべし其法は大略第四章に云へる如く的中に鳩の圖等を書き或は紙牌を鳥の如くに切り之を種々の距離内にて射撃し皆能く其死すべき所に中る程に其技術上達するに至らば宿鳥を射の技は既に完く成功せりと謂ふべし但し此練習中に旨とする所

銃獵要書

九十二

は前に云へる銃射試験と距離試験とを併せて自得するにあり又茲に一言すべき事あり上等の地位を占たる射手にても狙を定める時左眼を閉塞する者あり其見苦しきは勿論雙目を開きて狙定する者に劣ること多し練習中よく注意して片目人となる勿れ

○ 注て發射したる時的中の良否と速力の強弱とは單に銃包の裝藥法の良否によるものなれば充分に意を用ひて適當に裝藥したる銃包は假令下等の銃に填て發射するとも不適當に裝藥したる銃包を用ひし上等の銃に優ること更に疑ひなし諸君本書を熟讀して意を爰に用也べし

○ 凡る獲物を見付て之を射んとする時は必ずこれを殞

銃獵要書

九十三

すの目的立に非ざれば發砲すべからず若し發砲して其鳥を獲ざる時は徒に玉藥を費すのみならず近傍の鳥までも遠く飛去て其影を留ざるに至るは勿論倍々警戒を加へしめ再び距離に寄付ざるに至るべし是れ射手の尤も忌むべき事なり故に其能く之を殞すべきか又は費束なきかを慥むること肝要なり之を慥むるには則ち前の兩試験と練習とを成功しこれを實地に用るにありのみ

○ 我國製にはチヨク銃少く且つ獵犬を使用する事と稀なるを以て専ら銃包の詰法と送塞とに意を用ひ遠距離に至るも彈の餘り開散せざる法を講じ第六章鳩打試験に於る如く十分に試験を遂ぐ何銃包を用る時は

銃獵要書

何間にて何鳥に何粒を中る等のことを常に備め置き  
これを實地に適用すること尤も肝要なり以上の數言  
を能くする人は必ず射獵を能くするの人たらん猶銃  
獵に關しては秘訣口傳等多數あり共に二卷に述べし

初 銃獵要書下篇終

銃獵要書

附 錄

第一章 銃砲取締規則ノ略(明治五年正月太政官廿八号)

一 大小砲並ニ彈藥類商業ノ儀ハ府縣共定員商買ノ外取  
扱致間敷其定買ノ商買ハ其地方管廳ニ於テ精選ノ上  
免許狀可差遣事有免狀ヲ差遣シ候商買ノ姓名住所ハ  
東京武庫司(今ハ警視廳ナルベシ)ハ届出ベシ

一 免許商人ヲリ軍用ノ銃砲彈藥類ヲ竊ニ賣買不相成  
賣渡候節ハ買主ヨリ官ノ免狀手形ヲ受取其員數ヲ照  
シ賣渡シ可申又買入ノ節ハ管廳へ願出免許手形ヲ受  
取リ其員數ヲ以テ買取可申候事

一 免許ノ商人其賣買ノ銃砲彈藥類ハ多少ヲ論セズ買取  
賣渡トモ其主人ノ姓名其物品ノ員數等明細附記シ軍  
用ノ物ハ免許手形相添毎月其管廳へ可差出(今ハ警視  
廳又ハ警察署ナルベシ)

一 彈藥ノ備ハ假令些少ノ品ヲリモ唯便利ノミヲ計リ勝  
手ノ場所へ差置ク間敷兼テ其地方管廳へ願出差圖ヲ

銃獵要書

請々相圍ヒ可申事  
 一 華族ヨリ平民迄免許銃類ヲ除クノ外軍用ノ銃砲並ニ  
 彈藥類ビストルニ至ル迄私ニ貯蓄不相成就ヲハ是迄  
 所持ノ銃砲ハ其管廳へ持出シ銃砲改刻印式ノ通り番  
 号官印ヲ請ヒ可申他人へ讓與へ候節ハ第二則ノ手續  
 ニ從フベシ  
 一 和銃四匁八分以下玉目ノ銃  
 一 各國諸獵銃(其玉目稍大ナリヒ散彈ヲ用ル者ハ許ス)  
 一 銃砲彈藥下々ニ於テ撰リニ製造不相成候尤新ニ奇巧  
 便利ヲ發明シ試ノ爲メ製作致度モノハ其管廳へ相願  
 ヒ免許ヲ可受事  
 一 銃砲取締規則ニ違ヒ銃砲彈藥類ヲ竊ニ所持シ且撰リ  
 ニ取扱致シ候者有之節ハ各地方ニ於テ其品取上ケ更  
 ニ五十錢ノ過料可申付事  
 五年九月太政官二百八十二号ノ略

銃獵要書

七年七月太政官九十九号 (開港場有之府縣へ達)  
 一 自今銃砲並ニ彈藥類外國人ト賣買ノ儀免許商人ヨリ  
 願出候節ハ其管廳ヨリ陸軍省へ申請ノ上可取計此旨  
 相達候故  
 第二章 火藥取締規則  
 第一章 總則  
 一 凡ソ火藥劇發火藥(棉火藥、ナイトログリセリン、  
 ダイナマイト、雷汞、其他劇發質ノ物品ハ人民ニ於テ  
 製造スルコトヲ禁ス但シ烟火マツチノ類ハ此限ニ  
 在ラズ  
 二 火藥類(火藥劇發火藥ヲ云)ノ賣買營業ヲ爲サ  
 トスル者ハ管轄廳(東京府ハ警視廳)ニ願出免許鑑札  
 ヲ受ク可シ但シ營業者ハ一管内ニ十五人以内トス  
 三 火藥類ハ營業者ニ限リ陸軍海軍兩省ヨリ其貯  
 藏品ヲ拂下グ可キモノトス



銃獵要書

第四條 管轄廳(東京府ハ警視廳)ニ於テ火藥類ノ検査ヲ必要ト認ムル時ハ營業者タルト否トヲ問ハズ警察官ヲシテ之ヲ検査セシムルコトアル可シ

第五條 戰時若クハ事變ニ際シテハ陸軍卿海軍卿ハ火藥類ノ拂下ケヲ停止シ内務卿ハ其賣買運搬ヲ停止スルコトアル可シ

第六條 火藥類ハ官許ヲ得ルニ非ズレバ日出前日没後ニ於テ賣買運搬其他荷造等ヲ爲ス可カラス

第二章 賣買

第七條 營業者ハ毎月買受ケタル火藥類ノ種類數量ヲ記シ(證書アレバ之ヲ添ヘ)翌月十日迄ニ所轄警察署ニ届出可シ

第八條 營業ニ非ズシテ所有ノ火藥類ヲ賣ラントスル者ハ營業者ニ之ヲ賣渡ス可シ營業者ハ其賣渡證書ヲ取り置ク可シ

第九條 營業者ハ銃砲用又ハ坑業土工烟火其他職業用

銃獵要書

ニ限リ火藥類ヲ賣渡ス可キモノトス但シ十六歳未満若クハ白痴風癩ノ者ニハ之ヲ賣渡スコトヲ許サズ

第十條 火藥類ヲ買受ントスル時銃獵若クハ烟火製造ノ免許ヲ得タル者ハ其免狀ヲ營業者ニ示シ銃砲用ノ爲メニスル者ハ所轄警察署ノ許可證ヲ受ケ之ヲ營業者ニ渡シ陸海軍軍人ノ的射用ニ供スル者ハ其省ノ許可證ヲ受ケ之ヲ營業者ニ渡ス可シ但シ一回左ノ數量ヲ超ルコトヲ許サズ

○小銃用 火藥 三百目 雷管 五百個 ○船船設備銃砲用 大砲 一門ニ付火藥五十發分導火管類七十個 小銃 一挺ニ付火藥百發分雷管百五十個

○烟火製造用 火藥 五貫目

坑業土工其他職業用ニ供スル火藥類ヲ買受ケントスル者ハ其旨趣及種類數量並ニ使用ノ場所ヲ記シ所轄警察署ノ許可證ヲ受ケ之ヲ營業者ニ渡ス可シ

銃獵要書

第十一條 營業者ハ買受人ノ免狀ヲ檢シ若クハ許可證ヲ受取リ火藥類ヲ賣渡ス可シ但シ第十條ノ數量ヲ超ルコトヲ許サズ

百

第十三條

火藥類ハ火藥三百目雷管導火管類五百個迄ハ安全ノ場所ニ之ヲ貯藏スルヲ得營業者ハ前項制限ノ外火藥十貫目劇發火藥一貫目雷管導火管類一万个迄烟火製造人ハ火藥五貫目劇發火藥五百目迄ハ管轄廳(東京府ハ警視廳)ノ許可ヲ受ク倉庫ニ之ヲ貯藏スルコトヲ得其數量ヲ超ル時ハ火藥庫ノ外之ヲ貯藏スルコトヲ許サズ火藥五百貫目以上劇發火藥五十貫目以上ハ火藥庫ト雖モ之ヲ貯藏スルコトヲ許サズ

銃獵要書

第十四條 火藥類ヲ一庫内ニ貯藏スル時ハ其種類毎ニ不燃質物ヲ以テ之ヲ區畫ス可シ

第十五條

火藥庫ヲ建設セントスル者ハ其位置并ニ建設ノ方法及び近傍ノ地圖ヲ添へ管轄廳(東京府ハ警視廳)ニ願出許可ヲ受ク可シ

第十六條

火藥庫ハ皇居離宮ノ區域ヲ距ル十町以内ノ地ニ建設スルコトヲ許サズ

第十七條

火藥庫ハ皇陵社寺公園家屋火ヲ取扱フ場所宅地國道縣道鐵道電信柱漁船ノ通スベキ河川及ヒ他ノ火藥庫境界トノ中間ニ五十間以上ノ距離ヲ有ツ可シ

第十八條

火藥庫ハ土藏又ハ煉瓦造ニシテ家根ハ輕量ノ不燃質物ヲ用ヒ内部ニハ鐵釘石瓦ヲ露ハサズ窓ニハ透明ノ硝子ヲ用フ可カラズ又避雷針ヲ設ク庫外ノ周圍ニ二間以上ヲ隔テハ高サ六尺以上ノ土堤ヲ築キ其入口ニ火藥庫ト書シタル標木(曲尺六尺以

銃獵要書

第十九條 上ニシテ五寸角以上ノモノヲ運ツ可シ  
 燃質物ヲ蓄積ス可カラズ又五十間以内ニ於テ火ヲ  
 取リ扱フ建造物ヲ設ク若クハ瓦斯ノ傳送管ヲ施シ  
 若クハ發火質ノ物品ヲ蓄積ス可カラズ  
 第二十條 抗業土工其他多量ノ火藥類ヲ要スル爲メ其  
 事業中假貯藏所ヲ設クノ者ハ第十七條ニ掲ケ  
 ヲル距離ヲ二倍シ第十五條ニ據リテ管轄廳(東京府  
 ハ警視廳)ニ願出許可ヲ受ク受シ但シ貯藏ノ數量ハ  
 火藥二百貫目劇發火藥三十貫目ヲ超ルコトヲ許サ  
 ズ  
 第二十一條 烟火製造所ハ家屋若クハ火ヲ取扱フ場所ヨ  
 リ十間以上ノ距離ヲ有ツ可シ又五貫目以上ノ火藥  
 類ヲ置ク可カラズ  
 第四章 運搬  
 第二十二條 五貫目以上ノ火藥類ヲ運搬セントスル時ハ

銃獵要書

其種類量運搬ノ日時場所及水陸通路ノ名稱ヲ記シ  
 所轄警察署ノ許可證ヲ受ケ之ヲ携帶シ運搬畢ラバ  
 直ニ之ヲ返納ス可シ若シ其警察署管轄外ノ地ニ運  
 搬スル時ハ其地ノ警察署ニ之ヲ納ム可シ  
 第二十三條 五貫目以上ノ火藥類ヲ運搬スル時ハ鉄釘鉄  
 輪ヲ用ヒザル木製銅製若クハ亞鉛製ノ器ニ入レ其  
 外部ハ笹包若クハ繩卷ト爲シ毛布類ヲ以テ之レヲ  
 覆ヒ赤地ニ火藥ノ二字ヲ白書シタル小旗(陸路ニハ  
 曲尺縦二尺横二尺五寸水路ノ小船ニハ曲尺縦三尺  
 五寸横五尺)ヲ建テ護送人ヲ附ス可シ但シ積船スル  
 時ハ明治六年(八月)第二百九十二號布告危害品船積  
 法ニ從フ可シ  
 第二十四條 火藥類ヲ運搬スルニハ火氣ニ注意シ休泊ノ  
 時ハ安全ナル場所ヲ撰ビ看守人ヲ附ス可シ  
 第五章 罰則  
 第二十五條 私ニ火藥類ヲ製造シ若クハ販賣シタル者ハ

銃獵要書

軍用品ナラスト雖モ刑法第一百五十七條ヲ適用シ私  
 之ヲ所有シタル者ハ刑法第六十條ヲ適用ス  
 第六條 刑法第五百五十八條第五百五十九條第六十一  
 條ハ前條ノ犯罪ニ關シタル者ニモ適用ス  
 第七條 私ニ火藥庫又ハ假貯藏所ヲ建設シタル者ハ  
 十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第八條 第四條ノ檢査ヲ拒ミ又ハ第五條ノ停止ヲ犯  
 ノ賣買運搬シ第九條第十條第十一條第十三條第十  
 九條ニ違犯シ又ハ第二十條ノ制限ヲ超テ貯藏シ又  
 ハ第二十一條ニ違犯シタル者又ハ營業者賣買ヲ除  
 クノ外火藥類ヲ讓受若クハ讓渡シタル者ハ二圓以  
 上五十圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第十九條 第六條第七條第八條第十二條第十四條第十  
 八條第二十二條第二十三條第二十四條ニ違犯シタ  
 ル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ料科ニ處ス  
 第三十條 營業者此規則ニ違犯シタル時ハ其狀情ニ因

銃獵要書

行政ノ處分ヲ以テ營業ヲ禁止シ又停止スルコト  
 ヲ得  
 ○明治二十三年三月五日警視廳達  
 今般告示第五号ヲ以テ明治十八年十月第十号被廢候  
 二付テハ火藥類ニ關スル諸願面ハ其所轄警察署ニ於  
 テ取扱候條及違候也  
 ○明治二十三年四月番外達  
 陸軍省ニ於テ火藥類拂下ノ儀ハ自今東京砲兵工廠及  
 大坂砲兵工廠ニ於テ取扱候ニ付此旨及通達候也  
 第三章 爆發物取締罰則  
 第一條 爆發物取締罰則 (十七年十二月第三十二號)  
 一ノ目的ヲ以テ爆發物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ  
 之ヲ使用セシメタル者ハ死刑ニ處ス  
 第二條 前條ノ目的ヲ以テ爆發物ヲ使用セントスルノ  
 際發覺シタル者ハ無期徒刑又ハ有期徒刑ニ處ス

銃 獵 要 書

第三條 第一條ノ目的ヲ以テ爆發物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者ハ重懲役ニ處ス

第四條 第一條ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ニ止ル者及ビ共謀ニ止マル者ハ重懲役ニ處ス

第五條 第一條ニ記載シタル犯罪者ノ爲メ情ヲ知テ爆發物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販賣譲與寄藏シ及ビ其約束ヲ爲シル者ハ重懲役ニ處ス

第六條 爆發物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者第一條ニ記載シタル犯罪ノ目的ニアラザルヲ證明スルコト能ハザル時ハ二年以上五年以下ノ重懲役ニ處シ二十日以上二百回以下ノ罰金ヲ附加ス

第七條 爆發物ヲ發見シタル者ハ直ニ警察官吏ニ告知ス可シ違フ者ハ五回以上五十回以下ノ罰金ニ處ス

第八條 本則ニ記載シタル重犯罪アルコトヲ認知シタ

銃 獵 要 書

ル時ハ直ニ警察官吏若クハ危害ヲ被ムラントスル人ニ告知ス可シ違フ者ハ六月以上五年以下ノ重懲役ニ處ス

第九條 本則ニ記載シタル重罪ノ犯人ヲ藏匿シ若クハ隠避セシメ又ハ其罪證ヲ煙滅シタル者ハ正犯ノ刑ニ一等又ハ二等ヲ減ズ

第十條 本則ニ記載シタル重罪ヲ犯シタル者ハ刑法第八十條及ビ第八十一條ノ例ヲ用ヒズ但十六歳未満ニシテ是非ノ辨別ナキ者ハ刑法ニ從フ

第十一條 第一條ニ記載シタル犯罪ノ豫備陰謀ヲ爲シタル者トモ雖未ダ其事ヲ行ハザル前ニ於テ官ニ自首シ因テ危害ヲ爲スニ至ラザル時ハ本刑ヲ免シ六月以上三年以下ノ監視ニ付ス第五條ニ記載シタル犯罪者モ亦同シ

第十二條 本則ニ記載シタル犯罪刑法ニ照ニシ仍ホ重キ者ハ重キニ從テ處斷ス

第四章 各府縣免許商姓名  
但し府縣名ハ伊呂彼順ニ從ヒ○印ハ銃砲火藥兼業●印ハ銃砲ノミ無印ハ火藥ノミ營業也又多數ノ内ニハ時々變更モアルベク又勝記ノ際誤漏モアラシク御報知アラソフヲセサル者ナキニ非ス請フ見ニ從フテ

茨城縣

- 水戸市上市泉町 ○柳下藤一郎
- 豊田郡水海道町 中山嘉傳治
- 河内郡泷夕崎町 飯野茂八
- 新治郡土浦町 ○江橋 穆
- 西茨城郡笠間町 ○倉持 祿男
- 行方郡潮來村 石田 補
- 石川縣 ○村田 正善
- 金澤區南町 泉 寛造
- 江沼郡山中村

鹿島郡府中村

- 岩手縣 鹿島郡府中村
- 南岩手郡仁王村 津田德兵衛
- 東磐井郡藤澤村 千葉胤和
- 南岩手郡上盛岡町 一戸定行
- 氣仙郡世田米村 松田運治
- 東閉伊郡宮古村 内山清三郎
- 膽澤郡盤釜村 石原八左工門
- 南岩手郡仁王村 岡山善復

- 未友利助
- 加藤才助

- 東一方郡鍛ヶ崎村 鈴木定兵衛
- 閉伊郡新里村 馬場力雄
- 西磐井郡一ノ關町 ○坂本助左工門
- 全 一ノ關 長谷川重吉

新潟縣

- 新潟市東大畑通二番町 鶴巻喜平
- 此浦原郡新發田直村 三浦郡吾
- 西浦原郡朝郷村 川口藤吉
- 刈羽郡柏崎高畑町 長谷川菊治
- 東浦原郡村松町 小林榮吉
- 古志郡長岡長町 秋山虎五郎
- 雜田郡相川大工町 村山三藏
- 全上新發田町 ●白勢和一郎
- 雜田郡相川羽田町 渡邊八十八
- 岩船郡村上飯野町 寶田忠孝

- 中頸城郡高田中小町 陶山敬治
- 北海道 杉山郡江具燒神町 山崎與五左工門
- 福山唐津内町 ○大野市兵衛
- 函館大黒町 ○林忠太郎
- 全會所町 ○坂本藤吉
- 茅部郡森村 池田宗光
- 茅部郡森村 楠引政清
- 館函末廣町 ○石崎傳七
- 全會所町 ○井上嘉助
- 壽都郡開進町 ○大澤銚作
- 全根室之部

- 根室花咲町 ○村山善次郎
- 北見國北見町 川畑勝太郎
- 根室松ヶ枝町二丁目 ○陶山清武

千嶋紗那郡紗那村  
 釧路郡米町  
 紗流郡波惠村  
 札幌之部  
 浦川郡浦川村  
 十勝大津村  
 古平郡瀧町  
 釧路厚岸澄月町  
 北見國北見町  
 小樽永井町  
 全畧塞町  
 幌泉郡幌泉  
 西一條西二丁目  
 岩西郡橋町  
 釧路西幣舞

高城重吾  
 渡邊寅藏  
 岩根靜一  
 小林藤兵衛  
 〇蘆澤光憲  
 高見常吉  
 安保定兵衛  
 〇三枝吉五郎  
 吉田才次郎  
 飯野靜一  
 犬山孫吉  
 山本喜兵衛  
 春日井齊  
 〇本間平兵衛

東京府  
 東京市千代田村  
 全銀座二丁目  
 全銀座三丁目  
 全本石町一丁目  
 全築地一丁目  
 全露月町  
 全飯田町四丁目  
 全小傳馬町二丁目  
 全本銀町二丁目  
 全南金六町  
 全日吉町  
 全小傳馬町三丁目  
 全本銀町三丁目  
 全金座三丁目

●大塚良城  
 〇大倉喜八郎  
 〇高田慎藏  
 〇澁谷嘉助  
 〇西村勝三  
 〇小松崎茂助  
 〇小倉喜平  
 ●杉立宇兵衛  
 ●井上祐七  
 ●田中久重  
 岡村良朗  
 川添眞政  
 川口龜吉  
 刺賀超介

全御藏前片町  
 全柴井町  
 全飯倉町四丁目  
 全岩代町  
 椽木縣  
 河内郡芹沼新田  
 芳賀郡茂木町  
 河内郡嘉左衛門町  
 上都賀郡鹿沼宿  
 全今市宿  
 宇都宮上河原町  
 那須郡大田原宿  
 安蘇郡佐野村  
 鳥取縣  
 久米郡倉吉魚町

渡邊寅吉  
 篠野憲令  
 小澤梅次郎  
 大村喜太郎  
 〇川村甚咲  
 〇高松仁平  
 〇篠崎儀一郎  
 小野口清平  
 〇大田清七  
 高橋鐵吉  
 川嶋卯之松  
 飯塚丑三郎  
 小倉龜藏

會見郡東倉町  
 久米郡倉吉仲ノ町  
 鳥取市片原町一丁目  
 富山縣  
 上新川郡富山室屋町  
 全富山衣服町  
 下新川郡魚津金屋町  
 新川郡滑川大町  
 射水郡高岡小島出町  
 德嶋縣  
 麻植郡川嶋町  
 三好郡山城谷村  
 勝浦郡宮井村  
 德嶋富田浦町  
 德嶋佐吉町四丁目

〇土井利八郎  
 〇矢木林造  
 池上マッ  
 〇毛利芳之助  
 〇岩田忠藏  
 〇山口繁松  
 〇相澤三郎  
 〇角羽嘉兵衛  
 後藤田新吉  
 山下鹿三郎  
 立石要藏  
 森本仁平  
 〇福岡榮太郎

德嶋西横町  
海ノ郡壘河内村  
名西郡瀬部村  
美馬郡半田村  
阿波郡伊月村  
那賀郡和倉町  
勝浦郡大首村  
阿波郡浦地村  
千葉縣  
周准郡上村  
武射郡松尾村  
長柄郡椎木村  
下総佐原  
印幡郡佐倉町  
香取郡野田町

小西岩藏  
灘本京四郎  
長彦太郎  
○大久保虎平  
川真田民治  
松本岸藏  
○雜賀熊藏  
牧野藤平  
澤田佐次郎  
○東 靜 磨  
○土橋 英 潭  
○伊能權之丞  
○國友 忠 明  
伊 東 銳 作

市原郡菊間村  
下総千葉町  
海上郡高田  
安房郡加知山村  
平郡船形村  
山邊郡清名幸村  
武射郡横芝村  
大坂府  
東區伏見町三丁目  
東區船越町二丁目  
全上一丁目  
全南本町二丁目  
全京町堀通五丁目  
全 安土町二丁目  
全 本町二丁目

百十二  
○加藤清吾  
○三 浦 貴  
宮田時之助  
平井國寶  
○江田忠藏  
鶴澤要助  
伊東省吾  
○藤田鹿太郎  
○毛利菊次郎  
木村 靜 幽  
○花司喜兵衛  
○粟谷品三  
白井松助  
○高三喜兵衛

堺區旅籠町一丁目  
堺區宿屋町  
全 櫻町  
河内丹南沼尻村  
讚良郡南野村  
豊嶋郡池田町  
岡山縣  
淺江郡大谷村  
岡山東町  
御野郡大供村  
西北條郡西今町  
眞嶋郡勝山新町  
岡山榮町  
川上郡吹屋村  
小田郡横谷村

○井上關右衛門  
○高三 善七  
○芝 辻 理 作  
中菊益次郎  
三 牧 勝 見  
入江龜太郎  
川手源七郎  
佐藤保三郎  
丸川松五郎  
○平岡興平治  
○森 嶋 豹 藏  
○井上巳之治  
○片山徳次郎  
○田中貫次郎

上房郡高梁下町  
英田郡倉敷村  
赤坂郡町新田村  
赤坂郡西窪田村  
上房郡松山村  
上道郡門内村  
吉野郡古町村  
東北條郡大條村  
英田郡倉敷村  
大分縣  
日田郡大肥村  
北海郡那白梓町  
全 井村  
直入郡竹田村  
下毛郡船町

百十三  
○福田源吉  
●金谷順次郎  
近藤類二  
橋本八郎治  
須山平三郎  
菊山鹿治  
高畑 樵 三  
前原彦四郎  
菊地 茂 吉  
○梅原文藏  
水谷高昌  
○玉井佐市  
○武 衛 究  
○富永策郎



南海部郡佐伯村 ○脇田 健藏  
 豊後大分町 ○益田 健藏  
 大野郡志賀村 田中 織術  
 豊後大分町 ○太田 孟彦  
 東郡來浦村 坂本 光雄  
 和歌山縣  
 東牟婁郡本宮村 武部常太郎  
 全 粟川村 興田 美雄  
 全 新宮横町 中口理兵衛  
 全 中湊村 ○淺川 彌兵衛  
 和歌山東瓦町 木下 八次郎  
 全 東鍛冶屋町 ○出來重太郎  
 有田郡楠木村 帽子延次郎  
 日高郡藤井村 瀬戸新三所  
 日高郡清川村 齊藤 懋

西牟婁郡田邊榮町 ○堀時 一郎  
 伊都郡橋本村 村木平四郎  
 有田郡湯淺村 船山仁兵衛  
 那賀郡粉川村 森川喜三郎  
 名置郡日方浦 祖徂信太郎  
 全 里江村 石井 遠良  
 鹿兒嶋縣  
 鹿兒嶋泉 藤山喜太郎  
 鹿兒嶋山下町 ○横山彦兵衛  
 全 泉屋町 河野 新助  
 全 易居町 林 勘次郎  
 全 泉町 ●市來 清八  
 全 船津町 ●林 盛二  
 全 山ノ口馬場町 ●田中宗太郎  
 始良郡加治木町 有馬平兵衛

サツマ郡向田町 新原 傳藏  
 鑑山郡上福元村 ●名 越高大  
 嘸岐郡向花村 ●三嶋嘉三郎  
 高和縣  
 高岡郡窪川村 ●石川 鹿太郎  
 高知本町筋二丁目 ○中岡 菊松  
 全 本屋橋元町 ●竹村 右與衛門  
 安喜郡安喜村 ○須賀馬太郎  
 全 ●野町 儀助  
 香我美郡古川村 ●村田 茂穂  
 全 山田地村 ●松尾 造酒  
 長岡郡本山村 ●田中茂兵衛  
 幡多郡中村町 ●藤倉 忠吉  
 全 中村町 ●山本彌十郎  
 神奈川縣

横濱本町二丁目 ○金丸 謙次郎  
 神奈川町 石井 直方  
 八王子馬乘町 ○石川 豊右衛門  
 西多广郡富岡村 柳田角太郎  
 大住郡伊勢原村 山田伊兵衛  
 足柄郡早川村 ○三元 熊治  
 鎌倉郡戸塚町 ○内田 愷助  
 足柄郡皆瀬川村 井上 七三  
 三浦郡上宮田村 鈴木善五郎  
 津久井郡川尻村 小阪鐵太郎  
 足柄下郡直鶴村 田廣瀬十郎  
 長崎縣  
 長崎出來大工町 ○盛 慶次郎  
 東破杵郡大村 磯 新藏  
 西破杵郡長崎伊良林 ○小嶋 〆

松浦郡平戸村

奈良縣

宇多郡松山上町

宇多郡新町村

吉野郡下市村

奈良餅飯殿町

十市郡櫻井村

山邊郡岩室村

長野縣

北佐久郡小室町

諏訪郡落合村

下伊郡飯田町

小縣郡上田町

下水内郡永江村

北安曇郡大町

田村貢馬佐

○松尾徳三郎

○深見大吉

北垣哲次郎

●原茂三

窪西利兵衛

岡本茂平

○堀川五右衛門

窪田愛之助

與村靜三

○飯嶋孫右衛門

青木五左衛門

與村岩尾

西築戸郡福嶋村

水内郡長野町

東築戸郡坂井村

水内長野町

松本北深志町

全本郷村横田町

群馬縣

前橋本町

新田郡太田村

邑樂郡餅林村

吾妻郡中三條町

高崎踏町

高崎踏町

北甘樂郡下仁田町

南勢多郡岩神村

伊東匡枕

内田與右衛門

久保村和三郎

森山定助

飯嶋宇十郎

●原源重

○鈴木多一老

武川六太郎

山崎福次郎

田中甚平

○清水源七

○吉澤正則

鈴木國太郎

蟻川喜三郎

沼田町

熊本縣

八代町

託戸郡本庄村

山鹿町

熊本新屋今町

八代郡船高村

阿蘇郡上田村

八代町

人吉町

菊池郡隈府町

宇土郡永尾村

山鹿郡浦生村

玉名郡關町

合志郡立野村

○横山東四郎

○山中喜惠文

○畠田貞記

今井勘十郎

○山中榮一郎

加來直記

●瀬上林八

山名廣精

○宮原圭一郎

宗知直

西山家延

●立山繁十郎

●加藤清治

畠田守人

山形縣

鶴岡三日町

米澤大町

鶴岡荒町

山形七日町

山形七日町

新庄小田嶋町

酒田本町

山梨縣

甲府横近習町

甲府金手町

南都留郡谷村

中巨摩郡龍王村

西八代郡九一色村

全市川大門村

與升長太郎

○九里三郎兵衛

○石黒繁藏

○市嶋留吉

○西東廣治

○菅八郎右門

小池榮藏

○根岸廣吉

○小阪松五郎

○仁科彌重

穂積久米吉

志村松吉

村松隣

中巨摩郡玉幡村

山口縣

長門赤間町

吉敷郡宮野下村

萩原田町

周防岩國町

佐波郡田嶋村

大嶋郡西屋代村

熊毛郡平生村

厚狹郡厚狹村

美禰郡伊佐村

吉敷郡下宇野合村

福井縣

鯖江下深江町

敦賀郡松原村松嶋

勝村新八

宮崎初次郎

井上半三

佐伯久米藏

海嶋爲次郎

生田半七

藤木唯治

松尾要人

早馬小助

村上通輔

小野寺合藏

湯淺徳太郎

小倉又五郎

大野神明町

今立郡高木村

高瀬若官町

福井佐住枝上町

遠敷郡竹原村

福井毛矢町

福岡縣

小倉松場町

福岡博多下魚町

博多中嶋町

博多中嶋町

企救郡垣見村

福岡橋口町

築後福嶋町

山門郡垂見村

百十八

○黒川半次郎

塚崎重左衛門

一瀬伊助

佐々川初次郎

○森川雄五郎

松山喜勢太

三原萬次郎

○安川芳平

牛屋量造

○坪井延作

永松久藏

○西村庄平

松延茂助

○加藤小三郎

御井郡通町七丁目

山門郡旭町

穂波郡飯塚村

福嶋縣

磐前北目町

福嶋町七丁目

三春大町

白川通場町

白川仲町

安達郡本富町

東白川郡伊香村

伊達郡築折村

若松北小路町

北會津郡北四合村

岩代行方郡南新田村

○岡 佐助

持木善行

古川三平

○鈴木平助

○長尾幸七

○角 久次郎

齊藤長右衛門

矢上甚兵衛

鈴木佐十郎

○吉田國之進

大河内大五郎

○渡邊理平

松田小三郎

松本良七

岩代須賀川村

西白川郡白坂村

石川郡本町

二本松龜谷町

宇多郡中野村

愛媛縣

東宇和郡卯ノ町

上浮穴郡西明神村

伊豫別子山村

辨居濱浦

伊豫瀨町二丁目

新居郡築町

那阿郡地方村

喜多郡中村

北宇和郡本町

内藤忠藏

川上 肇

上野清之丞

古山宗三郎

佐藤幸右衛門

清水馬三郎

梅原源平

黒川謙吉

上田政二

○竹田博文

木村復二

○鳥居千代松

○中川静水

○居村 子

百十九

新居郡立川山村  
寒川郡宮田西村  
東宇和郡高山村  
高松北龜井町

相馬莊二郎  
久米川吉藏  
宇都宮長三郎  
舊井義員

秋田縣

秋田入川橋通登町  
秋田築地上本町  
雄勝郡湯澤町  
北秋田郡西大館町  
仙北郡大曲村  
鹿角郡花輪村  
平鹿郡横手四日町  
内和郡本庄肴町

舟木瀧三郎  
遠田貞誠  
高久寅吉  
岩澤定吉  
坂谷五左工門  
關本新之助  
鹽田儀三郎  
今埜銀次郎  
小野權右工衛

愛知縣

岡崎傳馬町

小野權右工衛

名古屋伊勢町  
深美郡橋下町  
熱田新宮坂町  
名古屋伊勢町  
西加茂郡舉母村  
名古屋本町二丁目  
東加茂郡足助村  
幡豆郡西尾須田町  
南設樂郡新城村  
深美郡豐橋町  
北設樂郡田口村  
知多郡成岩村

江間理三郎  
龜井新七  
伊藤清九郎  
鵜飼岩次郎  
蟹江與五郎  
横山吉右工門  
塚田助三郎  
有馬俊藏  
坂卷兼三郎  
稻垣晃國  
足立藤吉  
山田久太郎  
鳴海彦作  
宗定善治

青森縣

弘前代官町  
弘前元寺町小路

鳴海彦作  
宗定善治

東津輕浦町與野  
津輕郡筒井村  
寺森大町  
三日在府小路町

宇野宗吉  
土田和吉  
今村八五郎  
松尾初彌

佐賀白山町  
東松浦郡唐津町  
全和知村  
西松浦町裏村  
全伊万里町  
藤澤郡高津原村  
全納富分村  
小城郡多久村  
全多久村  
杵嶋郡武雄村

平川幸兵衛  
福岡善助  
田中喜三郎  
福井慶太郎  
藤田寅之助  
田中勝太郎  
森田半助  
西山來右工門  
森田善五郎  
掛橋德二郎

佐賀郡嘉瀬村  
嶋津郡多良村  
埼玉縣  
秩父大宮町  
秩父小鹿野町  
全大宮町  
埼玉郡岩槻町  
北足立郡浦和宿  
北埼玉郡佐間村  
川越町  
入間郡入間川村  
北足立郡浦和宿  
京都府  
上京區榎木町  
下京區夷町

永江仁平  
松尾益友  
小澤米吉  
加藤金作  
小澤嘉十郎  
水野武平  
石井庸藏  
根岸幸八  
櫻井半藏  
進成孝  
江原詮清

三宅岩次郎  
國友震一郎

全 岩上町  
 相樂郡木津町 ○乾 庄太郎  
 葛野郡松原村 ○遠 光長太郎  
 加佐郡舞鶴竹屋町 ○高 嶋六三  
 何鹿郡本宮村 ○原 田周作  
 與謝郡宮津町松原 建 部隆彊  
 愛宕郡高野川村 ○金 村一平  
 向鹿郡廣瀬村 ○乾 岩次郎  
 福知山内記町 大 嶋教信  
 南桑田郡龜岡京町 ○村 上丑太郎  
 紀伊伏見西町 河 本十二  
 大西庄兵衛  
 紀伊伏見村上 淺 田五郎兵衛  
 相樂郡木津町 ●遠 光留次郎  
 松井郡園部村 田 中忠和  
 全 園部村 ○東 山菊松

岐阜縣  
 吉城郡神岡村 堀 井清五郎  
 吉城郡松津町 奥 藤芳藏  
 全 神岡村 加 藤安藏  
 惠那郡中津川村 高 木傳藏  
 厚見郡今泉村 ○森 ミチ  
 武儀郡關村 塚 原平六  
 郡上郡八幡町 宮 岡信秀  
 安八郡大垣町 ●加 藤喜兵衛  
 不破郡若森村 奥 田ス  
 加茂郡八百村津町 赤 塚安右工門  
 石津郡澤田村 ○三 宅政右工門  
 大野郡高山町 ○藤 井周助  
 加茂郡神土村 ○神 戶彌助  
 大野郡長瀬村 横 山孫平

宮崎縣

兒湯郡北高鍋村 ○中 元寺長信  
 宮崎上別府村 ○中 村二逸  
 北諸縣郡下長飯村 ○松 山篤實  
 東臼杵郡恒富村 ○遠 山克太郎  
 西臼杵郡三田井村 佐 藤新造  
 宮城縣  
 玉造郡下山里村 河 東田良治  
 仙台本町通 ○勞 賀十右工門  
 全 大町二丁目 ●今 野嘉吉  
 全 村木町 ●丸 子常守  
 全 鉄砲町 石 田理時  
 川田郡白石本郷 ○岡 彦兵衛  
 登米郡登米村 高 橋宗兵衛  
 名取郡岩沼本郷 阿 部佐兵衛

宮城郡荒卷村 高 須鉄五郎  
 志田郡松山町千石 大 友喜平太  
 牡鹿郡石巻坂下町 大 和貞治  
 栗原郡眞坂村 高 橋門吉  
 遠田郡馬場谷村 砂 金三十郎  
 本吉郡氣仙沼村 武 川 遼  
 栗原郡右柳村 佐 藤傳兵衛  
 三重縣  
 安濃郡濃世町 ○秋 月貞藏  
 伊勢山田八日市町 ○慶 谷豊吉  
 伊勢津南堀端 山 本政之助  
 伊賀上野忍町 ○藤 堂典吉  
 滋賀縣  
 栗太郡關ノ津村 松 永秀松  
 甲賀郡石部村 北 村忠兵衛

蒲生郡日野大窪町

滋賀郡中ノ生村

下大崎川並村

鳴根縣

意宇郡天神町

能義郡鍛冶町

神門郡今市町

鹿足郡後田村

那賀郡新町

邇摩郡大森町

安濃郡大田村

全 益田本郷

全 多根村

全 多根村

鳴根殿町

山中市兵衛

○鈴木 鍛造

塚本善八郎

○小原辨次郎

○野津太三郎

○柳 樂 愛 藏

○齊藤自由助

○尾田重兵衛

○岡 田 道 敏

松本啓太郎

西國長次郎

●大谷 善 八

●大谷萬太郎

和田多心典

松江市雜賀

村智郡川下村

靜岡縣

靜岡水落町

富士郡下條村

藤枝宿鬼岩寺町

三嶋宿久保町

周智郡天宮村

佐野郡仁藤村

金谷河原町

沼津西條町

加茂郡下田町

濱松神明町

豊田郡仁保村

沼津淺間町

角田常太郎

天津彦市

○國 友 直

○井 出 延 吉

○岩崎惣右工門

○小山市兵衛

○足立靜一郎

○井 上 彌 作

櫻井仁智平

工 戸 翼 忠

淺岡治兵衛

○中 嶋 義 一

句 坂 平 作

太田義三郎

兵庫縣

兵庫福原町

安藝郡坂村

城崎郡豊田町

明石郡大明石村

水上郡柏原本町

神戸相生町三丁目

神戸榮町

楳原郡瀧野町

加東郡社村

有馬郡川除村

○吉永幸三郎

東 幸 七

○國富寅五郎

井 上 傳 吉

前川九平

○高橋 信 治

○深澤富右工門

山村清助

原 林 平

福井壽吉

姫路下寺町裏

廣 嶋 縣

廣嶋鉄砲屋町

全 天満町

全 段原村

尾道久保村

甲奴郡上下町

加茂郡下野村

三次郡三次町

山縣郡有田村

高宮郡鈴張村

大 嶋 貫

○法安織次郎

○渡邊佐兵衛

●平 谷 善 平

小川久兵衛

○重森半次郎

○太田慶四郎

○安信詮一郎

荒川伊太郎

都室倉吉

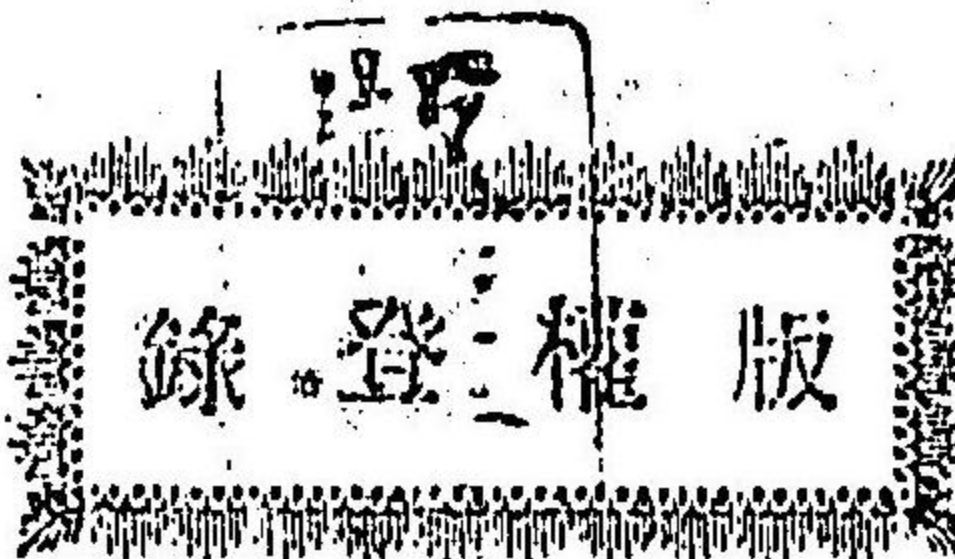
正誤

第二丁末行 銃身は 銃身  
 第四丁二行 腕包は 腕包  
 第二十一丁九行 二十六番は 廿八番余  
 全 十一行 三十三番は 卅四番位  
 第二十三丁五行 ○分は ○七分  
 第二十五丁末行 二尺寸五分余は二尺五寸  
 第三十二丁二行 無煙は 黒色  
 第三十五丁七行 装めは 装め  
 第四十五丁九行 一時は 一秒時  
 第四十六丁六行 一〇は 一匁〇  
 第六十丁八行 KOは EC

第六十四丁十行 それ〇〇の傍假名を下る  
 第七十二丁九行 八百個は 百個  
 第七十八丁末行 12の下に13を加ふ  
 第二百二丁九行 受しは 可し  
 第六百六丁四行 第二は 第一條  
 第一百十丁二行 ●大塚は ○大塚  
 全 八行 小倉喜平は 小倉嘉平  
 全 十一行 ●田中は ○田中

明治二十三年四月二十五日印刷  
 全 五月 十日出版

(定價金三十五錢)



印刷發行人

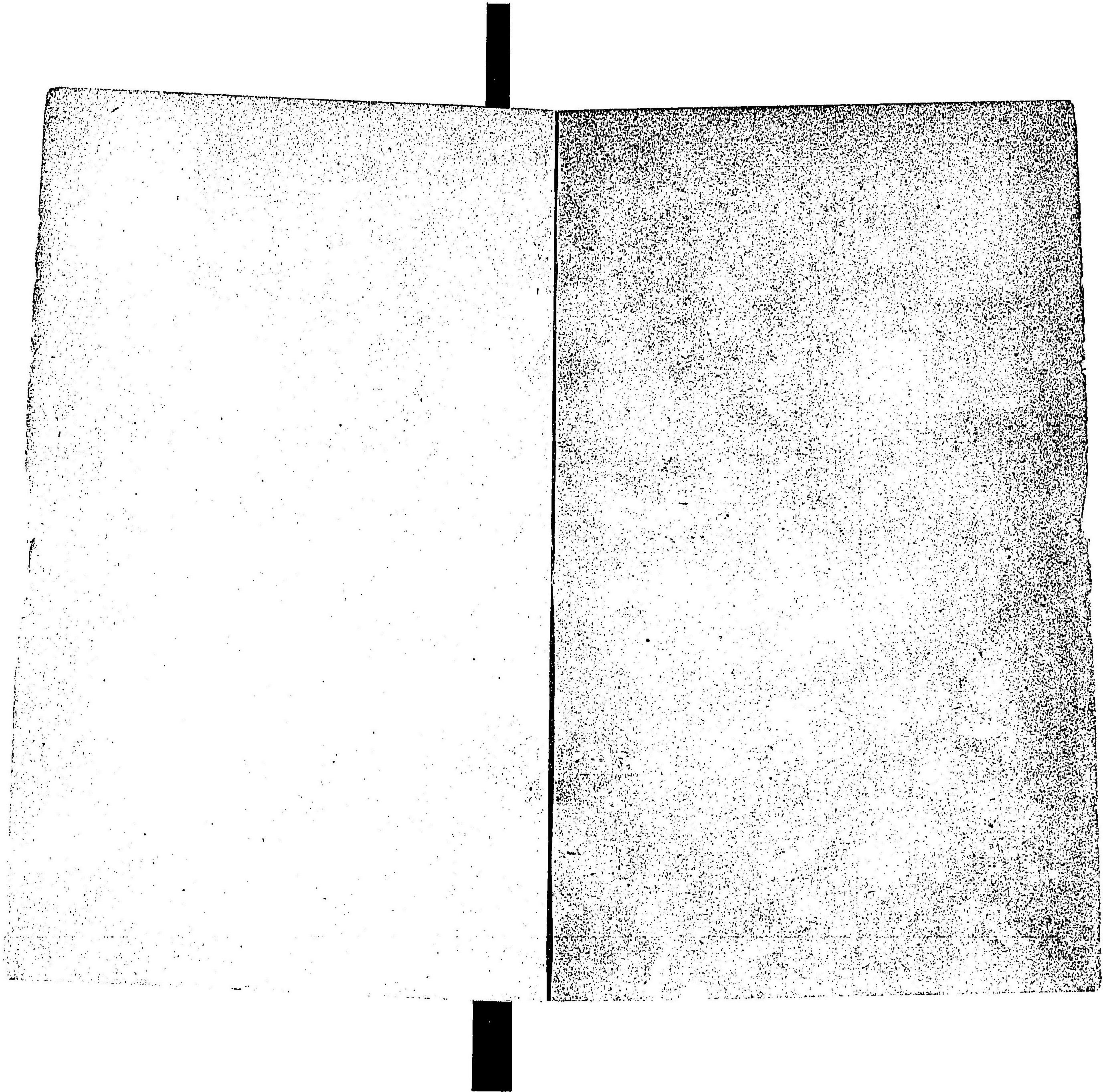
全 上楨町九番地  
 福田榮造

編輯人

東京日本橋區濱町二丁目十一番地  
 青木輔清

日 演

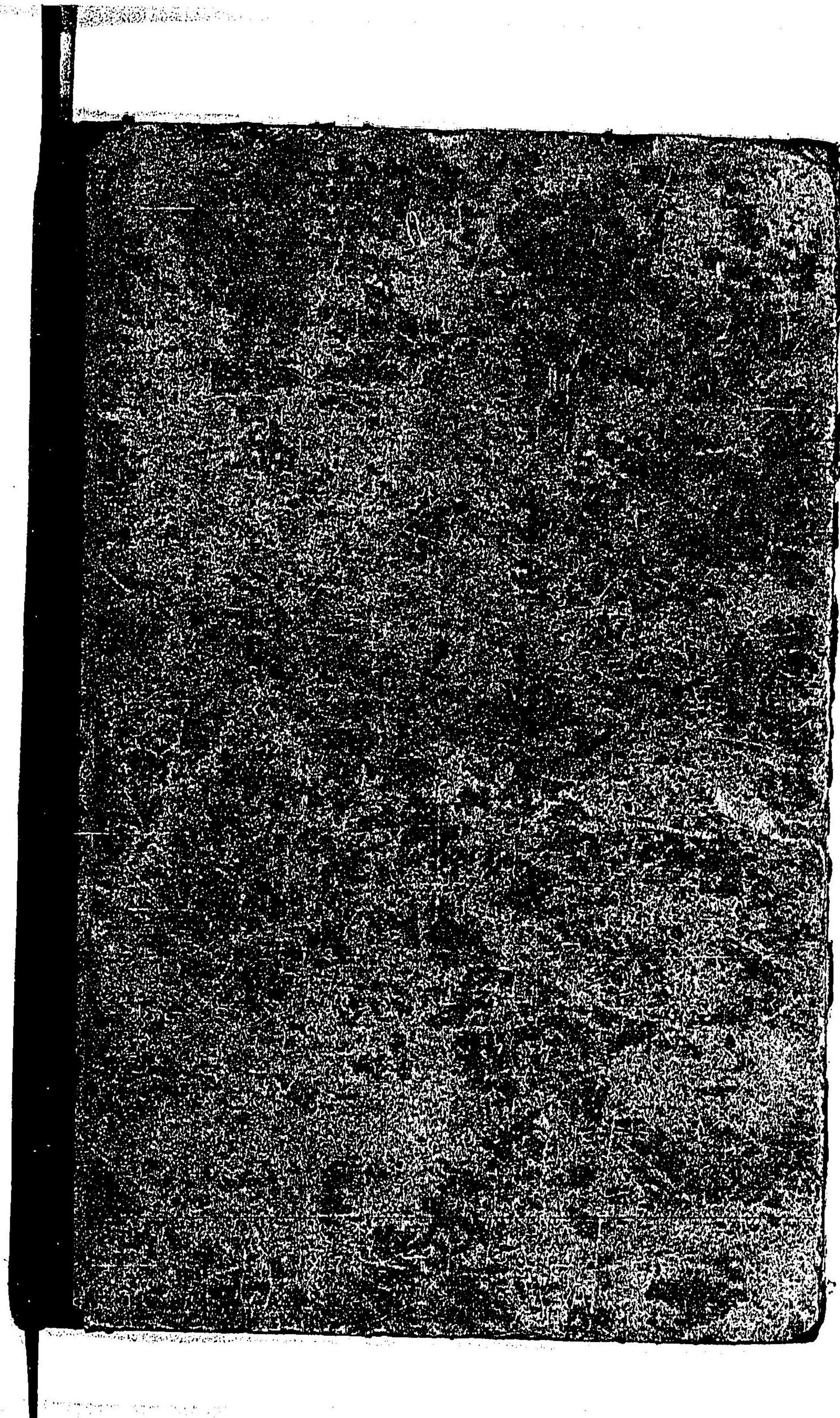
○日本橋區小傳馬町二丁目九番地銃砲火藥商店其他全國ノ銃砲火藥免許商及各  
 書林ニテ賣捌仕候  
 ○本書ノ意義ニ係ルハ青木輔清ハ賣捌等ニ係ルハ福田榮造ハ御照會可被下  
 候

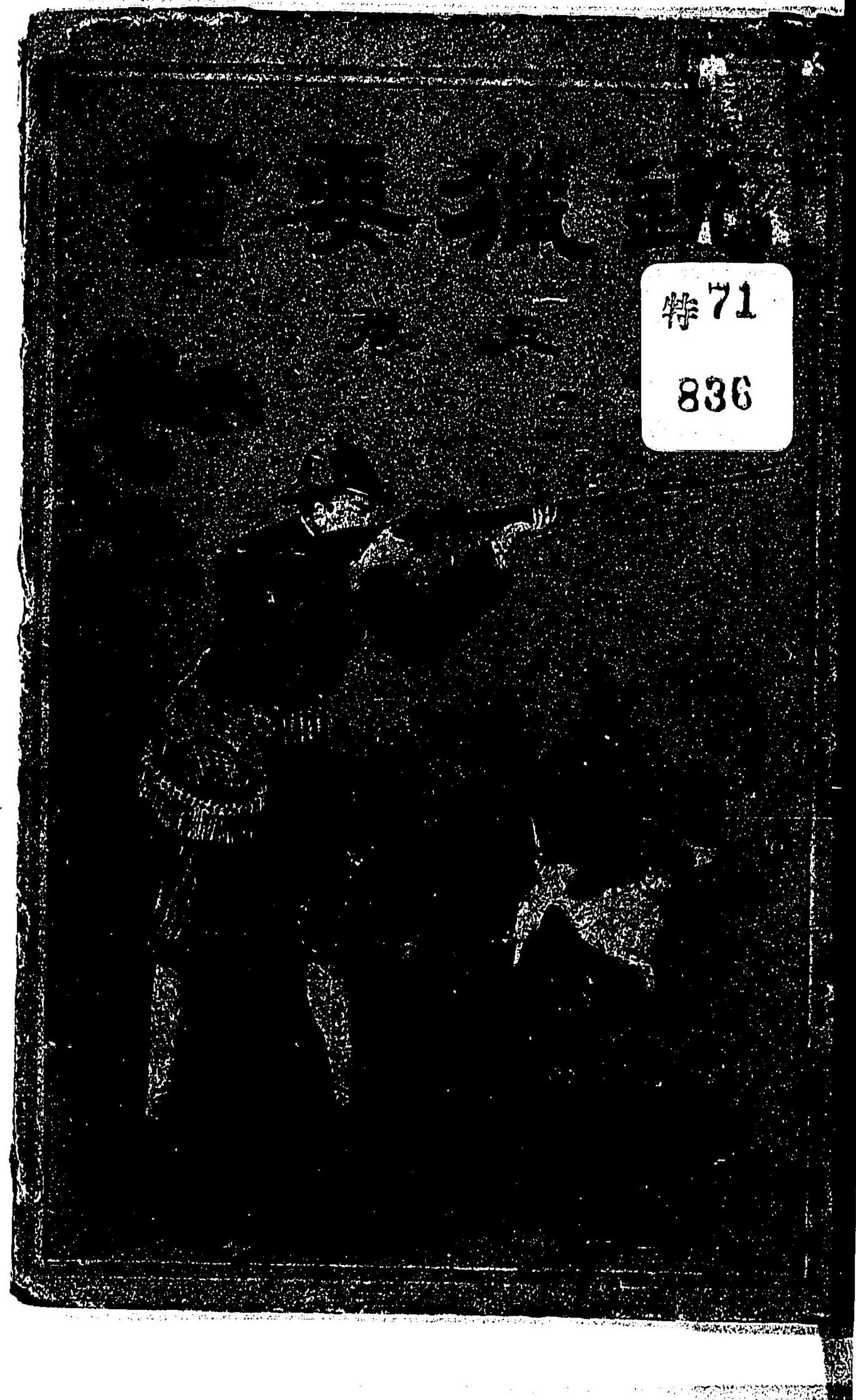




28
1
4

18 15 6





特71

836

301419-001-5

特71-836

初心銃獵要書 上卷

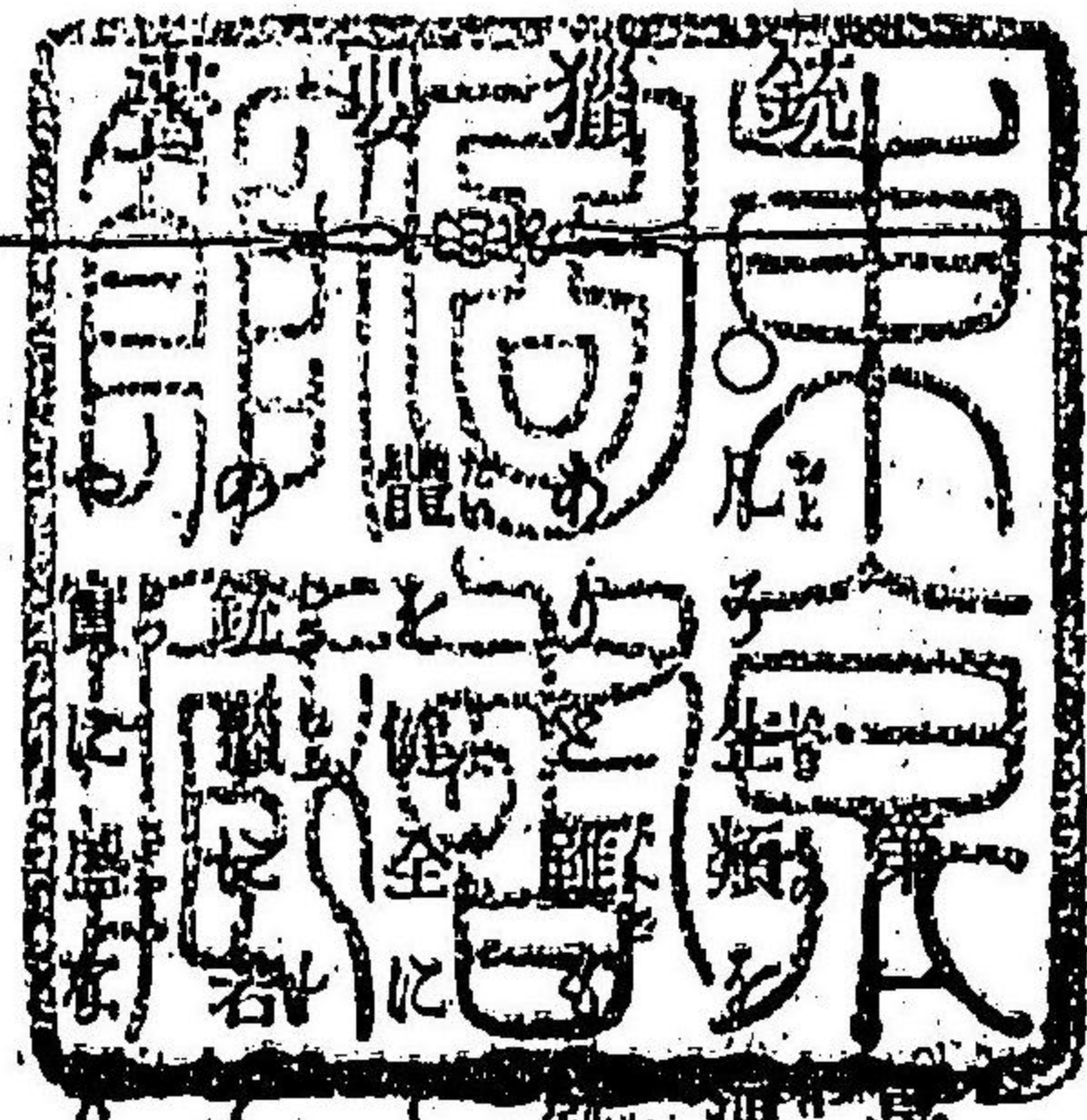
青木輔清/編

M23.5

CAR-0001



特7/  
836



初 銃  
銃 獵 要 書 上 篇

青 木 輔 清 纂 輯

小銃の區別及び附屬圖解  
獵するの業は海に川に山に其種類多  
中最も面白く且つ肢幹の運動を補け身  
精神を活潑にし衛生の道に適合せるも  
なし故に開明諸國の人民の銃獵をなす  
は一年より多く近年は一層其盛なる傾向を呈せり然  
れども我國は近年まで士農其職を異にし士の外は多  
く銃器を玩ばざるの餘風と其銃器の日々に新奇巧妙

銃 獵 要 書 目 録

目録

第一章	銃獵の概論
第二章	銃の分類
第三章	銃の構造
第四章	銃の射撃
第五章	銃の修理
第六章	銃の保管
第七章	銃の衛生
第八章	銃の法律
第九章	銃の歴史
第十章	銃の将来

新居郡立川山村  
寒川郡宮田西村  
東宇和郡高山村  
高松北龜井町

相馬莊二郎  
久米川吉藏  
宇都宮長三郎  
舊井義員

秋田縣

秋田入川橋通登町  
秋田築地上本町  
雄勝郡湯澤町  
北秋田郡西大館町  
仙北郡大曲村  
鹿角郡花輪村  
平鹿郡横手四日町  
内和郡本庄肴町

○舟木龍三郎  
○濠田貞誠  
高久寅吉  
岩澤定吉  
坂谷五左工門  
關本新之助  
堀田儀三郎  
○今埜銀次郎  
○小野權右工衛

名古屋伊勢町  
渥美郡橋下町  
熱田新宮坂町  
名古屋伊勢町  
西加茂郡舉母村  
名古屋本町二丁目  
東加茂郡足助村  
幡豆郡西尾須田町  
南設樂郡新城村  
渥美郡豐橋町  
北設樂郡田口村  
知多郡成岩村

○江間理三郎  
○龜井新七  
伊藤清九郎  
鵜飼岩次郎  
蟹江興五郎  
○横山吉右工門  
塚田助三郎  
有馬俊藏  
坂卷兼三郎  
稻垣晃國  
足立藤吉  
山田久太郎  
鳴海彦作  
宗定善治

青森縣

弘前代官町  
弘前元寺町小隆